

我孫子市水防計画

(資料編)

資料編 目次

資料3-1	国土交通省管理河川における重要水防箇所評定基準	1
資料3-2	千葉県管理河川における重要水防箇所評定基準	3
資料3-3	直轄河川重要水防箇所	4
資料3-4	県管理河川・海岸・湖沼重傷水防区域一覧表	9
資料4-1	我孫子市の警報・注意報発表基準	11
資料4-2	洪水予報（国土交通省又は都道府県・気象庁共同発表）発表形式（例）	12
資料4-3	国土交通省が行う水位到達情報の通知	15
資料4-4	洪水予報等連絡系統図	16
資料4-5	県が行う水位到達情報（氾濫警戒情報）	17
資料4-6	千葉県水防本部水防指令情報伝達系統図	18
資料4-7	国土交通省が行う水防警報	19
資料4-8	国土交通省が行う水防警報（手賀川）	20
資料4-9	千葉県が行う水防警報	21
資料5	基準水位・雨量観測所及び水防警報区域	22
資料7	市内河川にある排水機場・水門一覧表	23
資料8	水防倉庫及び備蓄資器材	24
資料9-1	水防団管轄巡視区域表	25
資料9-2	水防作業	27
資料9-3	決壊・漏水等の通報系統	53
資料13-1	水防活動実施報告書	54
資料13-2	水防活動報告書	55
関係法令	我孫子市市民危機管理対策会議条例	56
	水防法	59

資料3－1 国土交通省管理河川における重要水防箇所評定基準

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>$t^* \geq 0.01$ となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>すべり破壊に対する安全性 (F_s) が確保されていない箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所（堤防断面不足、過去の被災実績など）。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所。機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>$t^* \geq 0.01$ となる箇所。</p> <p>すべり破壊に対する安全性 (F_s) が確保されていない箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所（堤防断面不足、過去の被災実績など）。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>$G/W \leq 1$ または 局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所（過去の被災履歴など）。</p>	<p>機能に支障が生じる基盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所。堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>$G/W \leq 1$ または 局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所（過去の被災履歴など）。</p>	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗堀	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所</p>
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料3－2千葉県管理河川における重要水防箇所評定基準

県管理河川等の危険度評定基準

(平成9年制定)

種 別	重要度	
	最も重要な区間（A）	次に重要な区間（B）
堤 防 高 (河 川)	1. 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所。 2. 近年の出水および津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。	1. 一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所。 2. 近年の出水および津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所。 3. 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある所。
堤 体 強 度 (河 岸)	1. 一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急な為、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所。 2. 築堤後、1年を経過していない堤防区間。 3. 堤体を開削して行う工事（水門、樋管、橋台等）の施工後1年を経過していない所。 4. 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生したことのある所。 5. 特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所で近接して住家、道路等の公共施設がある所。	1. 一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所。 2. 築堤後、3年を経過していない堤防区間。 3. 堤体を開削して行う工事の施工後3年を経過していない所。 4. 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所。 5. 特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所。
漏 水	1. 堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所。	1. 従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所。
水 衝	1. 洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生した事のある所。 2. 堤防から水があふれることにより背後の住家等に被害が発生したことのある所。	1. 洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所。 2. 堤防から水があふれる恐れがあり背後に住家等がある所。
洗 掘 (深掘れ)	1. 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固工又は水制工等が十分でないと考えられる所。	1. 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所。
工 事 施 工	1. 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事で堤防を開削している所。 2. 工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所。	1. 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の所。
工 作 物	1. 取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所。 2. 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所。 3. 排水ポンプ場の稼動停止により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。	1. 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い所。

資料3-3 直轄河川重要水防箇所

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川上流河川事務所	利右88-7	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市布施下	88.0k 上233m 88.0k 下208m	440.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (水防団意見反映) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	積み土のう工 築きまわし工 釜段工
利根川上流河川事務所	利右87-1	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市布施	88.0k 下208m 88.0k 下260m	51.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	積み土のう工
利根川上流河川事務所	利右87-2	利根川	基礎地盤漏水	B	右	我孫子市久寺家	87.5k 上130m 87.5k 下17m	147.1	堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	釜段工
利根川上流河川事務所	利右87-3	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	我孫子久寺家	87.5k 下17m 87.5k 下81m	63.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流か能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	積み土のう工 釜段工
利根川上流河川事務所	利右87-4	利根川	基礎地盤漏水	B	右	我孫子市久寺家	87.5k 下81m 87.5k 下207m	126.8	堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	釜段工
利根川上流河川事務所	利右87-5	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	我孫子市柴崎	87.5k 下207m 87.0k 上254m	115.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	積み土のう工 釜段工
利根川上流河川事務所	利右87-6	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市我孫子	87.0k 上254m 87.0k 上236m	17.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	積み土のう工
利根川上流河川事務所	利右86-1	利根川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	我孫子市柴崎	87.0k 下275m 87.0k 下343m	68.7	遊水地内であり直接的な浸水の危険性は低いが、有堤部で堤防高が低く、越水の危険がある区間。 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	積み土のう工 かご止め工 釜段工
利根川上流河川事務所	利右86-2	利根川	(重点) 越水(溢水)	A	右	我孫子市柴崎	87.0k 下343m 86.5k 上302m	41.2	遊水地内であり直接的な浸水の危険性は低いが、有堤部で堤防高が低く、越水の危険がある区間。	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	積み土のう工
利根川上流河川事務所	利右85-1	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	我孫子市北新田	86.0k 下381m 85.5k	381.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置(K、m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川下流河川事務所	利右85-1	利根川	工作物	B	右	我孫子市青山	85.50下90	1カ所	大利根橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	
利根川下流河川事務所	利右85-2	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	我孫子市北新田～青山	85.50～ 85.25上98	244	堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関係する変状が生じるおそれのある箇所	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	樹打積土のう月の輪釜段工
利根川下流河川事務所	利右85-3	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市青山	85.25上98～ 85.25上18	128	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関係する変状が生じるおそれのある箇所	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 樹打積土のう月の輪釜段工
利根川下流河川事務所	利右85-4	利根川	工作物	B	右	我孫子市青山	85.00上88	1カ所	常磐線高架 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	
利根川下流河川事務所	利右85-5	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注意	右	我孫子市青山	85.25上18～ 85.00上45	358	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関係する変状が生じるおそれのある箇所 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 樹打積土のう月の輪釜段工
利根川下流河川事務所	利右84-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市青山	85.00上45～ 85.00下40	112	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関係する変状が生じるおそれのある箇所	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 樹打積土のう月の輪釜段工
利根川下流河川事務所	利右84-2	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市青山～中峠	85.00下40～ 84.50下100	560	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右84-3	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	我孫子市中峠	84.50下100～ 84.00上124	277	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	利右83-1	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	茨城県取手市取手	84.00上124～ 83.75	373	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	取手市	竜ヶ崎工事事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	利右82-1	利根川	越水(溢水)	B	右	茨城県取手市取手～小堀	83.75～ 82.75上94	906	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	取手市	竜ヶ崎工事事務所	取手出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右82-2	利根川	旧川跡	要注意	右	茨城県取手市小堀	82.75上50～ 82.50下62	238	旧河道跡	取手市	竜ヶ崎工事事務所	取手出張所	月の輪
利根川下流河川事務所	利右82-3	利根川	旧川跡	要注意	右	我孫子市中峠	82.50上62～ 82.50下100	162	旧河道跡	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	月の輪

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川下流河川事務所	利右81-1	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市中峠	81.75上32～81.25	530	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右79-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市中峠～新木	81.25～79.75	1,500	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関係する変状が生じるおそれのある箇所	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 樹木積土のう 月の輪 釜段工
利根川下流河川事務所	利右78-1	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市新木～江藏地	79.75～78.75下83	1,082	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 はん監危険水位設定箇所(取手観測所)	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右78-2	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	我孫子市江藏地	78.75下83～78.75下108	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	利右78-3	利根川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	我孫子市江藏地	78.75下108～78.50上56	86	(特に越水の可能性が高い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	利右78-4	利根川	(重点) 越水(溢水)	B	右	我孫子市江藏地	78.50上56～78.50下99	155	(特に越水の可能性が高い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右78-5	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市江藏地	78.50下99～78.00	400	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右77-1	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	我孫子市江藏地	78.00～78.00下58	58	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	利右77-2	利根川	旧川跡	要注意	右	我孫子市布佐	78.00下58～78.00下100	42	旧河道跡	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	月の輪
利根川下流河川事務所	利右76-1	利根川	工作物	B	右	我孫子市布佐	76.5上115	1カ所	栄橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	
利根川下流河川事務所	利右75-1	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市布佐	76.50上21～75.50	1021	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	取手出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右75-2	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市布佐	75.50～75.50下65	65	計算推移と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	安食出張所	積土のう
利根川下流河川事務所	利右75-3	利根川	(重点) 越水(溢水)	B	右	我孫子市布佐	75.50下65～75.50下74	9	(特に越水の可能性が高い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務所	安食出張所	積土のう

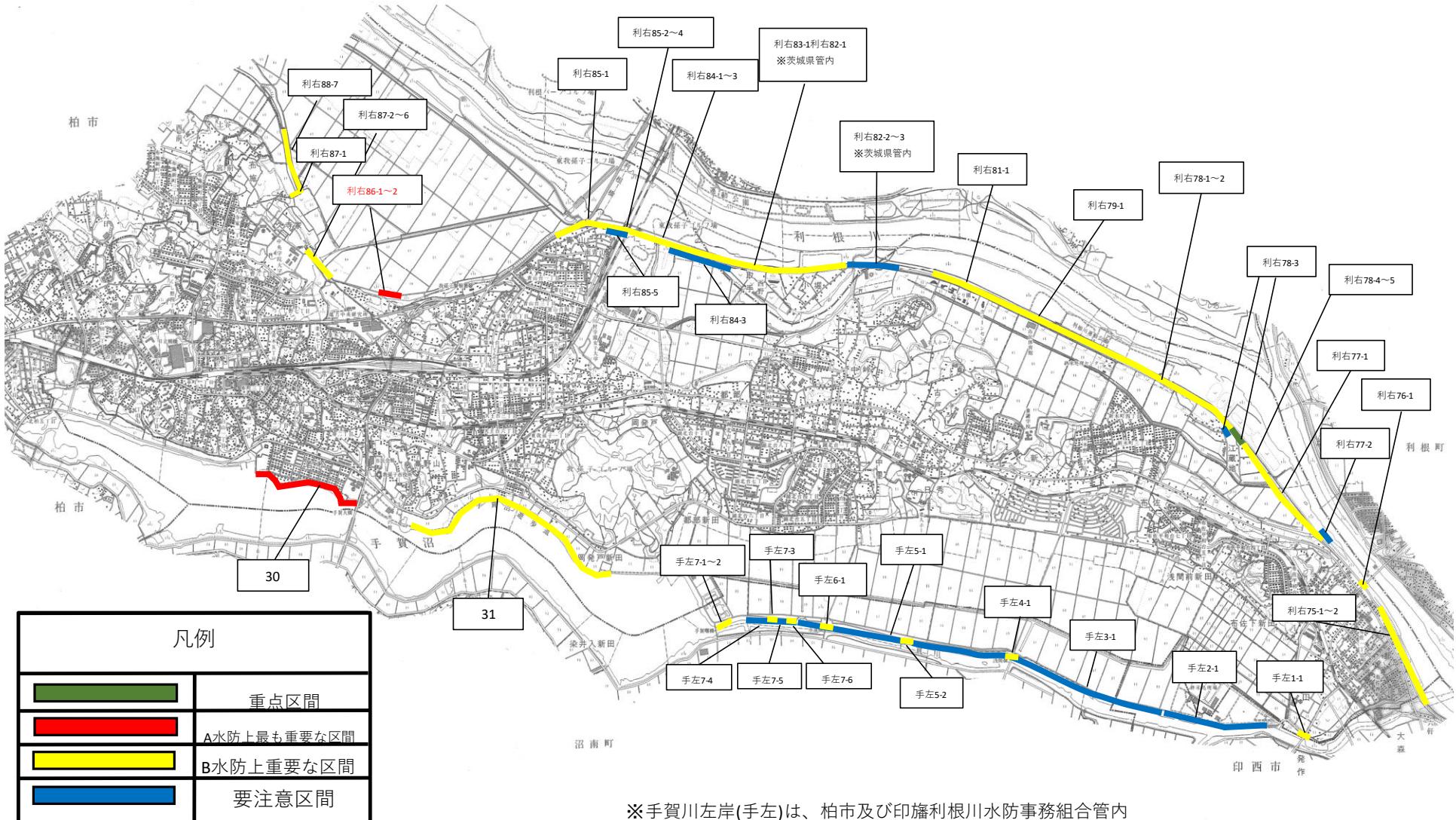
事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	糸杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川下流河川事務所	手左7-1	手賀川	工作物	B	左	柏市曙橋	7.75下50	1か所	手賀曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手左7-2	手賀川	工作物	B	左	柏市曙橋	7.75下60	1か所	新曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手左7-3	手賀川	旧川跡	要注意	左	柏市片山新田～手賀新田	7.50～7.00上100	416	旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手左7-4	手賀川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	左	柏市手賀新田	7.00上100～7.00上78	23	堤体の返上がり生じるおそれのある箇所 旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	杭打積土のう月の輪
利根川下流河川事務所	手左7-5	手賀川	旧川跡	要注意	左	柏市手賀新田	7.00上78～7.00上46	33	旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手左7-6	手賀川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	左	柏市手賀新田	7.00上46～7.00	48	堤体の変状が生じるおそれのある箇所 旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	杭打積土のう月の輪
利根川下流河川事務所	手左6-1	手賀川	工作物	B	左	柏市水道橋	6.50上88	1か所	水道橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手左5-1	手賀川	旧川跡	要注意	左	柏市手賀新田～布瀬新田	7.00～6.00下75	1090	旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手左5-2	手賀川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	左	柏市布瀬新田	6.00下75～5.75上96	70	堤体の変状が生じるおそれのある箇所 旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	杭打積土のう月の輪
利根川下流河川事務所	手左4-1	手賀川	工作物	B	左	柏市千間橋	4.75下40	1か所	浅間橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手左3-1	手賀川	旧川跡	要注意	左	柏市布瀬新田	5.75上96～3.50上86	2221	旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手左2-1	手賀川	旧川跡	要注意	左	印西市発作	3.50上86～2.25下34	1364	旧河道跡	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手左1-1	手賀川	工作物	B	左	我孫子市布佐	1.75下80	1か所	関桿橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手右7-1	手賀川	工作物	B	右	柏市片山新田	7.75下50	1か所	手賀曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手右7-2	手賀川	工作物	B	右	柏市片山新田	7.50下60	1か所	新曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川下流河川事務所	手右6-1	手賀川	工作物	B	右	柏市手賀新田	6.50上88	1か所	水道橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手右5-1	手賀川	旧川跡	要注意	右	柏市片山新田～布瀬新田	7.50～5.25上12	2242	旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手右4-1	手賀川	工作物	B	右	柏市布瀬	4.75下40	1か所	浅間橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手右3-1	手賀川	旧川跡	要注意	右	柏市布瀬新田	3.75下16～3.25上96	389	旧河道跡	柏市	柏土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手右2-1	手賀川	旧川跡	要注意	右	印西市発作	3.25上96～2.75下46	658	旧河道跡	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	月の輪
利根川下流河川事務所	手右2-2	手賀川	堤体漏水	A	右	印西市発作	2.50上100～2.50上27	76	堤体の変状が生じるおそれのある箇所	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	杭打積土のう
利根川下流河川事務所	手右2-3	手賀川	堤体漏水	A	右	印西市発作	2.50下15～2.50下18	103	堤体の変状が生じるおそれのある箇所	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	杭打積土のう
利根川下流河川事務所	手右2-4	手賀川	堤体漏水	A	右	印西市発作	2.25上99～2.25上8	91	堤体の変状が生じるおそれのある箇所	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	杭打積土のう
利根川下流河川事務所	手右2-5	手賀川	堤体漏水	A	右	印西市発作	2.25下64～2.25下110	46	堤体の変状が生じるおそれのある箇所	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	杭打積土のう
利根川下流河川事務所	手右1-1	手賀川	越水(溢水)	B	右	印西市発作	2.00下32～1.75上118	101	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	積土のう
利根川下流河川事務所	手右1-2	手賀川	工作物	B	右	印西市発作	1.75下80	1か所	閑桟橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	印旛利根川水防事務組合	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	
利根川下流河川事務所	手右0-1	手賀川	工作物	B	右	印西市大森	0.50下100	1か所	六軒橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	印西市	印旛土木事務所	北千葉導水路管理支所	

資料3-4 県管理河川・海岸・湖沼重要水防区域一覧表

事務所名	対照番号	河川・海岸名	重要度		重要水防区域箇所	延長(m)			重要な理由
			種別	階級		地先名	海岸	右岸	
柏土木事務所	30	一級 手賀沼	堤防高	A	我孫子市若松		－	1,100	一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所
柏土木事務所	31	一級 手賀沼	堤防高	B	我孫子市岡発戸新田～高野山新田		－	1,900	一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所

我孫子市重要水防箇所 位置図



※手賀川左岸(手左)は、柏市及び印旛利根川水防事務組合管内

資料4－1 我孫子市の警報・注意報発表基準

我孫子市	府県予報区	千葉県	
	一次細分区域	北西部	
	市町村等をまとめた地域	東葛飾	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指數基準	17
	大雨（土砂災害）	土壤雨量指數基準	124
	洪水	流域雨量指數基準	手賀川流域=31.5
		複合基準	手賀川流域=(7, 28.3)
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [芽吹橋・取手・押付]
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指數基準	7
		土壤雨量指數基準	106
	洪水	流域雨量指數基準	手賀川流域=25.2
		複合基準	手賀川流域=(5, 21)
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [芽吹橋・取手]
	高潮	潮位	

資料4－2 洪水予報（国土交通省又は都道府県・気象庁共同発表）発表形式（例）

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者						
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台		機関名		機関名		機関名						
正規												
○○川氾濫危険情報												
○○川 洪水予報 第○号 洪水警報 平成○○年○月○日○○時○○分 ○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表												
(見出し)												
○○川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達し、氾濫のおそれあり												
(本文)												
<p>○○川の○○○水位観測所（○○県○○市○○）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。</p>												
<p>○○川の△△△水位観測所（○○県△△市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。</p>												
<p>○○川の□□□水位観測所（○○県□□市□□）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。</p>												
(雨量)												
<p>所により1時間に50ミリの雨が降っています。 今後もこの雨は降り続く見込みです。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量</th> <th>00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○川流域</td> <td>○○○ミリ</td> <td>○○ミリ</td> </tr> </tbody> </table>							流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み	○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み										
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ										

(水位)

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団 待機				
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○○)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (○○県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	○○○水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	○○県○○市○○	○○県△△市△△	○○県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区间	○○川	○○川	□□川
	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市
	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市
	○×川	△△△川	—
	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市	—
	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市	—
	○○○○川	—	—
	左岸 ○○県○○市から ○○県○○市	—	—
	右岸 ○○県○○市から ○○県○○市	—	—
	○○○○○川	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□○地区、 ○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△△市○○区、 △△県△△△市○○○区、 △△県△△△市□区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市○○×地区、 △△県□□市□○×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区间内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	携帯電話から http://river.go.jp/
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

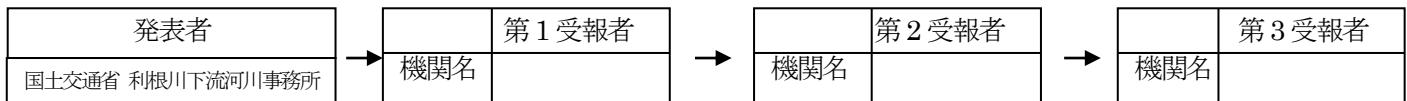
問い合わせ先
水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○
気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：000-000-0000（内線）○○○

（例文）洪水予報の標題、種類、見出し、主文

No.	標題	種類	見出し	主文
01	○○川氾濫注意情報	洪水注意報*	○○川では、氾濫注意水位(レベル2)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。水位に関する情報に注意してください。
02	○○川氾濫注意情報	洪水注意報*	○○川では、避難判断水位(レベル3)に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
03	○○川氾濫警戒情報	洪水警報*	○○川では、氾濫危険水位(レベル4)に到達する見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「避難警戒水位(レベル4)」に到達しましたが、今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報を十分注意とともに、適切な防災行動をとって下さい。
04	○○川氾濫警戒情報	洪水警報*	○○川では、避難判断水位(レベル3)に到達し、今後、氾濫危険水位(レベル4)に到達する見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しましたが、今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報を十分注意とともに、適切な防災行動をとって下さい。
05	○○川氾濫警戒情報	洪水警報*	○○川では、避難判断水位(レベル3)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しましたが、今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報を十分注意とともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
06	○○川氾濫危険情報	洪水警報*	○○川では、氾濫危険水位(レベル4)に到達し、氾濫のおそれあり	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「避難警戒水位(レベル4)」に到達しましたが、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
07	○○川氾濫危険情報	洪水警報	○○川では、当分の間、氾濫危険水位(レベル4)を超える水位が続く見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、当分の間、「避難警戒水位(レベル4)」を超える水位が続く見込みです。○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
08	○○川氾濫警戒情報	洪水警報	○○川では、避難判断水位(レベル4)を下回る	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「避難警戒水位(レベル4)」を下回りましたが、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
09	○○川氾濫警戒情報	洪水警報	○○川では、当分の間、避難判断水位(レベル3)を超える水位が続く見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、当分の間、「避難判断水位(レベル3)」を超える水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を十分注意するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
10	○○川氾濫注意情報 (警戒情報解除)	洪水注意報 (警戒情報解除)	○○川では、避難判断水位(レベル3)を下回る	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「避難判断水位(レベル3)」を下回りましたが、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
11	○○川氾濫注意情報	洪水注意報	○○川では、当分の間、氾濫注意水位(レベル2)を超える水位が続く見込み	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、当分の間、「氾濫注意水位(レベル2)」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
12	○○川氾濫注意情報 解除	洪水注意報解除	○○川では、氾濫注意水位(レベル2)を下回る	○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、○○日○○時○○分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」を下回りました。
13	○○川氾濫発生情報	洪水警報	○○川では、(堤防決壊による)氾濫が発生(レベル5)	○○川では、●●市●●地区(△△岸付近)において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。(レベル5)箇うち、自ら安全の確保を図って下さい。
14	○○川氾濫発生情報 (氾濫の予報)	洪水警報	○○川では、(堤防決壊による)氾濫が続く	○○川では、●●市×地点(△△岸付近)より氾濫しています。(レベル5)市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

* 最初の注意報、警報のとき 洪水警報(発表)、洪水注意報(発表)とする。

資料4－3 国土交通省が行う水位到達情報の通知



手賀川氾濫危険情報

○○年○月○日 ○時○分
国土交通省 利根川下流河川事務所発表
(第〇号)

【主文】

手賀川の曙橋水位観測所（柏市）では、 日 時 分頃に氾濫危険水位 3.75mに到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

手賀川 曙橋水位観測所（柏市）

(受け持ち区間は)

手賀沼からの流出点 から利根川合流点 まで

氾濫危険水位 (相当換算水位)	3. 75m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	3. 5m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
気象注意水位	2. 6m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険個所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 利根川下流河川事務所 防災対策課 電話：0478-52-6365(内線)592

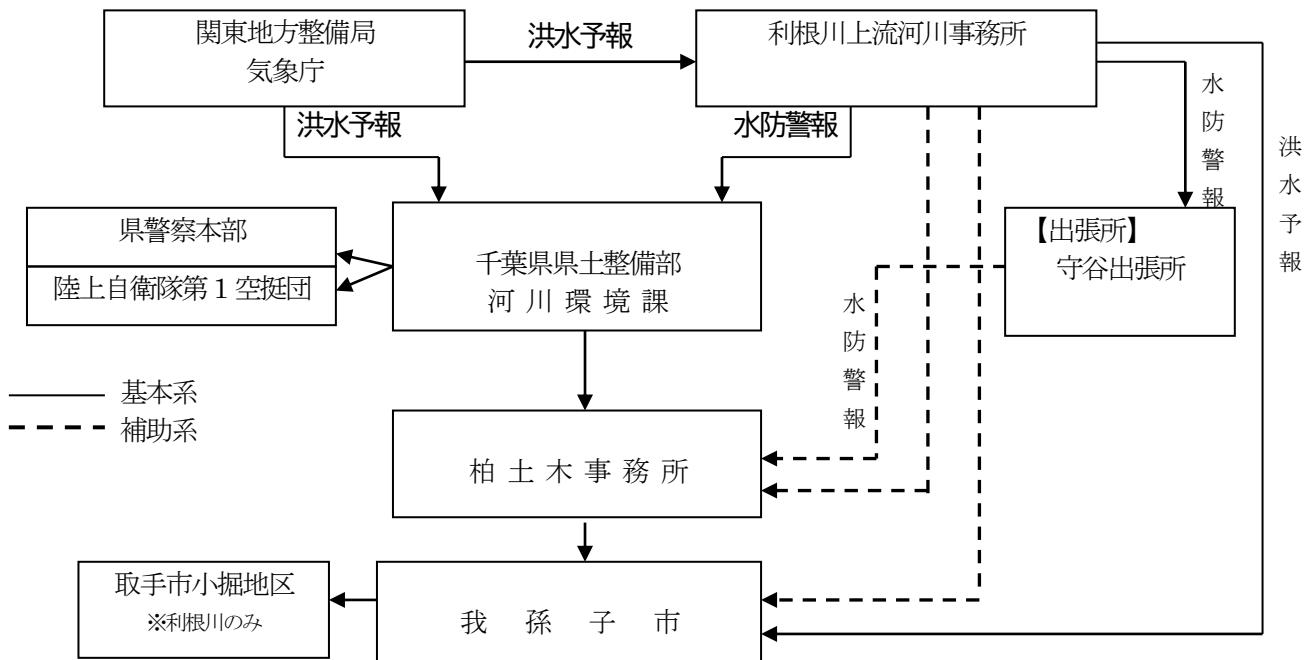
(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

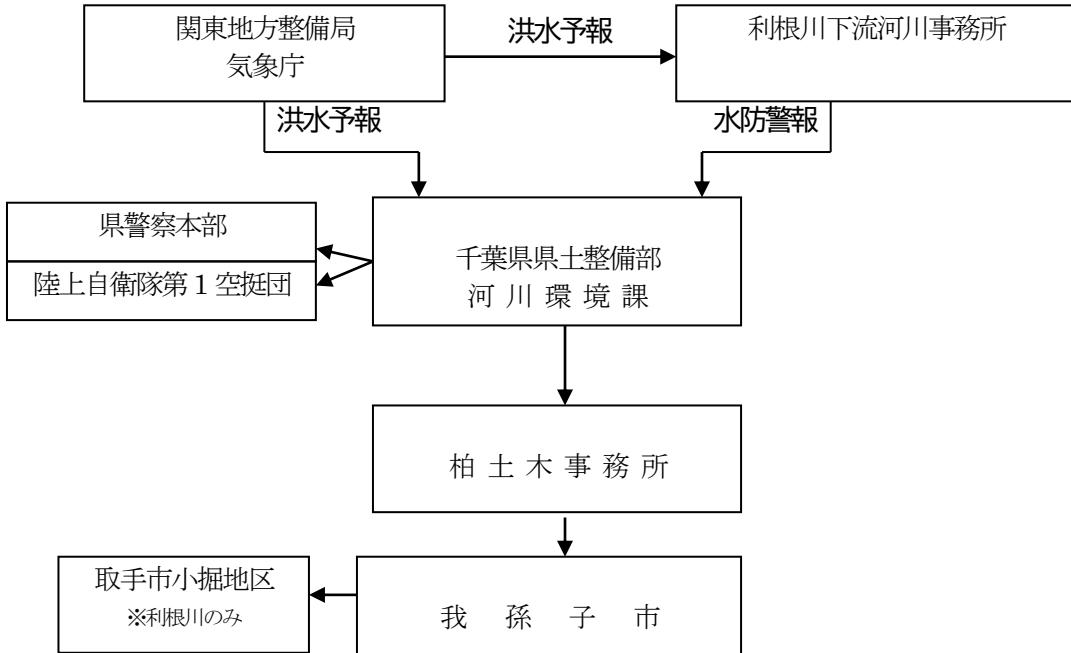
川の防災情報	パソコンから	携帯電話から

資料4－4 洪水予報等連絡系統図

(利根川：利根川上流河川事務所管理区間)



(利根川：利根川下流河川事務所管理区間)



資料4－5 県が行う水位到達情報（氾濫警戒情報）

手賀沼氾濫警戒情報

下記の水位観測所において、氾濫危険水位に到達しました。
(水防法13条で規定される特別警戒水位)
市町村が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の
状況確認や避難準備をお願いします。

通告時刻 ○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分

河川名 手賀沼

観測所名 手賀沼（柏市曙橋）

到達時刻 ○○○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分

観測水位 ○. ○○m

参考

通知基準水位

水防団待機水位（通報水位）	2.40m
氾濫注意水位（警戒水位）	2.60m
避難判断水位	2.60m
氾濫注意水位（特別警戒水位）	2.80m

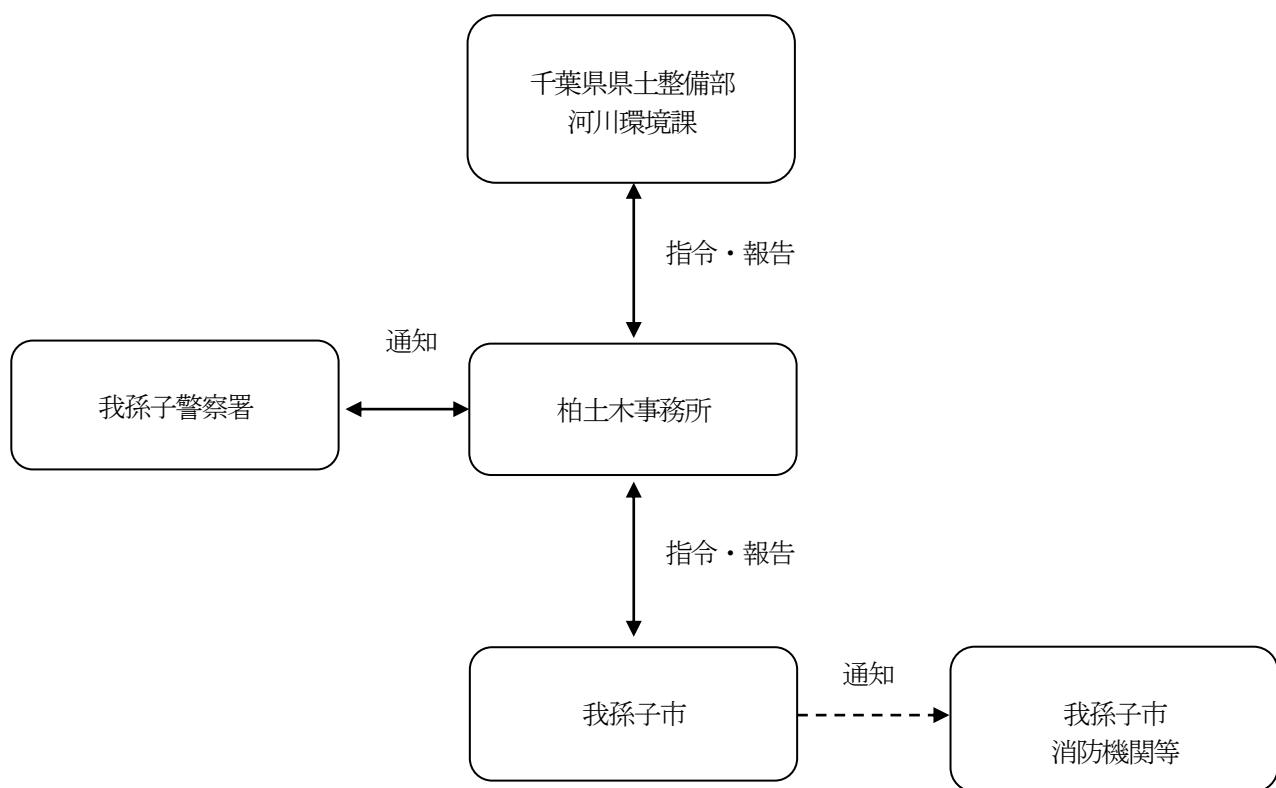
発信者：千葉県水防本部

問合せ先：千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関（着信確認チェック）

機関名	柏 土木事務所	印旛 土木事務所	柏市	我孫子市	印西市	白井市
着信確認						
機関名	千葉県 災害対策本部 (危機管理課)	銚子地方気 象台	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)		
着信確認						

資料4－6 千葉県水防本部水防指令情報伝達系統図



資料4－7 国土交通省が行う水防警報

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 國土交通省 〇〇川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位）（に達し、を超え、を下回り）
(上昇しています。横ばい状態です。下降しています。)

または

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位）
(を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。)

【被災状況】

(自由に記入)

【発表】

水防機関は出動してください。

【特記】

(自由に記入)

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出勤	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
國土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから http://www.river.go.jp/	携帯電話から http://river.go.jp/
--------	-------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

資料4－8 国土交通省が行う水防警報（手賀川）

水防警報（出動）

第3号	基準水位観測所	発表番号
手賀川	曙橋水位観測所	第3号

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

国土交通省 利根川下流河川事務所発表

【現　況】

手賀川の曙橋水位観測所（柏市）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分現在
〇. 〇〇mです。

【被災状況】

特になし

【発　表】

水防機関は出動してください。

【特　記】

特になし

利根川下流河川事務所の水防警報発令状況

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
取手				
押付				
須賀				
横利根				
曙橋			○	

資料4-9 千葉県が行う水防警報

千葉県 ○○土木事務所 発表

○○川 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第_____号
基準水位観測所		

発表日時	平成 年 月 日() 時 分
------	-----------------

番号	発表内容
1	_____局の雨量は、_____日 _____時までに _____mmです。
2	_____局の水位は、_____日 _____現在、_____mです。
3	<p>_____は、</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> ①水防団待機水位 (通報水位) ②氾濫注意水位 (警戒水位) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> ③を上回る恐れがあります。 ④程度です。 ⑤を下回る見込みです。 </div> </div>
4	<p>水防機関は、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-right: 10px; margin-right: 10px;"> ⑥待機 ⑦準備 ⑧出動 ⑨警戒 </div> <div style="flex-grow: 1;"> してください。 </div> </div>
5	水防警報を解除します。

↑

○印を付ける

伝達先機関（着信確認チェック）

機関名	○○市	△△町	○○村	○○ダム事務所	○○用水管理所	県河川環境課
着信確認						

機関名	○○警察署	△△地域振興事務所				
着信確認						

資料5 基準水位・雨量観測所及び水防警報区域

水位観測所・水防警報区域

指定河川		基準水位観測所			零点高 (m)	水防 団 待機 水位	はん 濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん 濫 危険 水位	計画 高 水位	水防警報区域	発表者
水系 名	河川 名	名称	所在地	河川位置								
利根川	利根川	芽吹橋	野田市 日吹	右岸河口 から104.0km上116.3m	Y.P+6.1 45	2.00 m	5.00 m	6.90 m	7.40 m	7.94 m	(右岸) 自 野田市関宿三軒家字稻荷耕地231番地先 至 我孫子市青山字中新畠1646番地1地先	利根川上流河川事務所
		取手	茨城県 取手市 新町	左岸河口 から85km上300m	Y.P+2.9 89	2.50 m	5.40 m	6.90 m	7.40 m	7.93 m	(右岸) 自 我孫子市青山 至 我孫子市布佐	利根川下流河川事務所
		押付	茨城県北 相馬郡利根町押付 新田	左岸河口 から 78.5km	Y.P+1.7 50	3.10 m	5.75 m	7.10 m	7.80 m	8.03 m	(右岸) 自 我孫子市布佐 至 印西市大字平岡	利根川下流河川事務所
	手賀川	曙橋	柏市曙橋	左岸利根川合流点 から7.5km上50m	Y.P-0.00 0	2.40 m	2.60 m	3.50 m	3.75 m	3.75 m	(左岸) 自 手賀沼からの流出点 至 利根川合流点	利根川下流河川事務所
	手賀沼	手賀沼	柏市曙橋	左岸利根川合流点 から7.5km上50m	Y.P-0.0 608	2.40 m	2.60 m	—	2.80 m	—	(左岸) 自 大堀川合流点 至 手賀川合流点	千葉県

雨量観測所

観測所名・観測地区	河川名・設置個所	所在地	管理者	備考
北千葉第一機場	手賀川 (国土交通省北千葉第1機場構内)	千葉県印西市発作	国土交通省	
青山(道路)	その他	我孫子市青山	国土交通省	
新木地区	気象台記念公園	我孫子市新木野2-5	気象庁	アメダス
柏土木事務所	柏土木事務所	柏市柏745	柏土木事務所	
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若鮎3	柏土木事務所	
我孫子北部地区	根戸近隣センター	我孫子市根戸573-5	我孫子市	
我孫子北部地区	我孫子北近隣センター並木本館	我孫子市並木5-4-6	我孫子市	
湖北地区	東消防署湖北分署	我孫子市湖北台3-1-2	我孫子市	
布佐地区	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972-1	我孫子市	

資料7 市内河川にある排水機場・水門一覧表

支所名	河川名	施設名	位置	地先名	操作方法	操作委託先		操作員名		操作基準
			k m			氏名	連絡先	氏名	連絡先	
利根川上流	利根川	青山水門	85.5k上110m	我孫子市青山地先	自動	守谷出張所	0297 (48) 2441	守谷出張所	0297 (48) 2441	利根川から逆流が始まったときに全閉する。川裏水位が川表水位より高くなったときは全閉する。
	利根川	後田樋管	86.5k上21m	我孫子市柴崎地先	自動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	内外水差による
	利根川	金谷堤排水樋管	87.0k上395m	我孫子市久寺家地先	自動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	内外水差による
利根川下流	利根川	布湖堀樋	78.0k下57m	我孫子市江藏地		手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	
	利根川	新布湖排水樋管	80.0k上115m	我孫子市古戸		手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	
	手賀川	手賀第2排水機場		柏市千間橋地先		千葉県(耕地課)		手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	
	手賀川	手賀第3排水機場		柏市水道橋地先		我孫子市長	04 (7185) 1111	手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	
	手賀川	布佐樋管		我孫子市布佐地先	自動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	操作規則による
	手賀川	大割排水樋管		我孫子市布佐地先	手動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	
	手賀川	相島揚排水機場		我孫子市相島		手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	手賀沼土地改良区	0476 (42) 2821	
千葉県柏土木	手賀沼	若松第1樋管		我孫子市若松地先	手動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	操作規則による
	手賀沼	若松第2樋管		我孫子市若松地先	手動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	操作規則による
	手賀沼	若松第3樋管		我孫子市若松地先	手動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	操作規則による
	手賀沼	若松第4樋管		我孫子市若松地先	手動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	操作規則による
	手賀沼	若松第5樋管		我孫子市若松地先	手動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	操作規則による
	手賀沼	根戸樋管		我孫子市根戸新田地先	手動	我孫子市長	04 (7185) 1111	治水課	04 (7185) 1111	操作規則による

資料8 水防倉庫及び備蓄資器材

番号	水防倉庫	設置場所	水防資料					水防器材										水防活動人員(人)	
			土のう袋	繩(kg)	丸太(本)	鉄線(kg)	その他	スコップ	万能	ペンチ	おの	鋸	掛矢	<わ	鎌	無線機	照明器具	その他	
1	我孫子市 青山水防倉庫	我孫子市北新田 1629-1 (S43.3.30設置) 37.5m ³	1,000	7	200	10	SBパイル 100 ブルーシート 5 竹 20	50	0	7	0	12	10	0	8	防災無線			消防団員 203
2	我孫子市 古戸水防倉庫	我孫子市新木 240 (S55.3.1設置) 33.1m ³	2,500	0	200	0	SBパイル 500 竹 20	15	0	0	0	0	2	0	0	固定系親局1 固定系子局70 移動系基地局1 陸上移動局3 携帯移動局2 (H3~5年設置)	腕用ポンプ1		市建設部職員 61
3	我孫子市 消防本部	我孫子市我孫子 1847-6 (H1.11設置) 80m ³	500	0	0	0	SBパイル 50 ブルーシート25 鉄パイプ 5 塩ビパイプ 2	20	0	0	4	1	1	0	2		穴掘り器 5		
4	我孫子市 東消防署	我孫子市布佐 1114-3 (H2.11設置) 20.0m ³	500	0	0	0	ブルーシート 5	15	0	0	0	4	5	0	0				

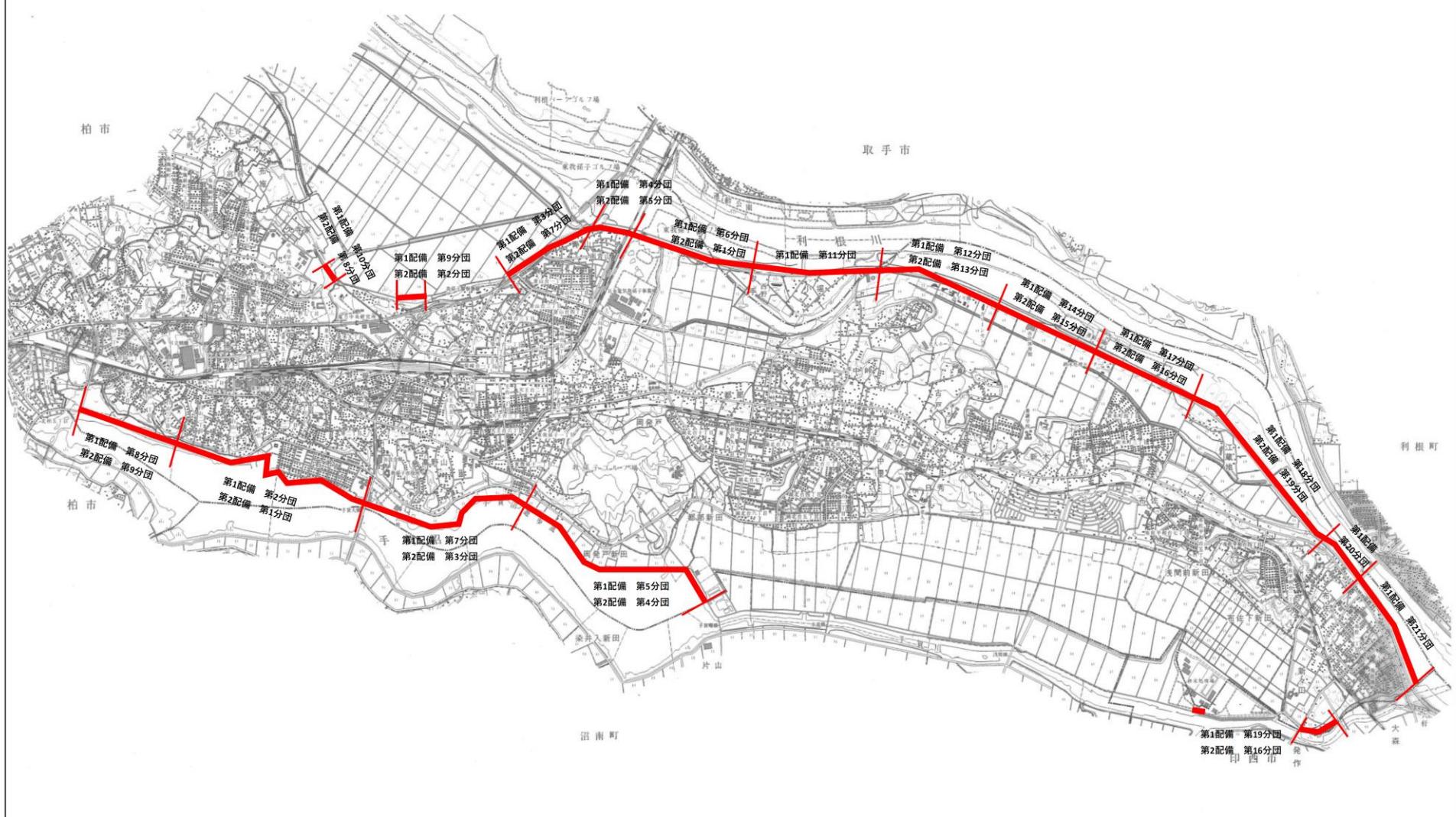
資料9－1 水防団管轄巡視区域表

区 域	水防注意体制 担当分団 (第1配備)	水防警戒体制 担当分団 (第2配備)	巡 視 区 域	堤防長さ (m)
利根川	第 10 分団	第 8 分団	87.5地点から東へ	200
	第 9 分団	第 2 分団	86.5地点付近	180
	第 3 分団	第 7 分団	大利根橋から西へ	600
	第 4 分団	第 5 分団	大利根橋からJR鉄橋の間	300
	第 6 分団	第 1 分団	JR鉄橋から東へ	285
	第 11 分団		取手市小堀から西へ	590
	第 12 分団	第 13 分団	中峠下地先	996
	第 14 分団	第 15 分団	中峠下地先から東へ	1,200
	第 17 分団	第 16 分団	第14分団区域から東へ	1,000
	第 18 分団	第 19 分団	第17分団区域から東へ	2,200
手賀沼	第 20 分団		栄橋から西へ	450
	第 21 分団		栄橋から東へ	1,200
	第 8 分団	第 9 分団	根戸新田地先	1,150
手賀川	第 2 分団	第 1 分団	我孫子新田地先から手賀大橋	2,200
	第 7 分団	第 3 分団	手賀大橋から高野山新田地先	1,850
	第 5 分団	第 4 分団	岡発戸新田からフィッシングセンター	2,150
手賀川	第 19 分団	第 16 分団	相島新田地先 関桟橋から布佐字大割地先	10 350

(1) 我孫子市管内を五地区に分ける。

(2) 管轄区域が隣接市町と接して行う水防活動は、隣接水防団と緊密な連絡をとる。

水防団管轄巡視区域図



資料9-2 水防作業

水防工法

1. 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならぬ。では河川堤防の堤防の決壊（破堤）原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- (1) 水があふれる（越水（溢水））場合 …… 堤防から水があふれて、堤防の居住側堤防斜面（裏法面）から欠壊していく。
- (2) 浸透（漏水）による場合 …… 河川の水位が高い場合、水圧により居住側堤防斜面（裏法面）や居住側堤防斜面（裏法）先に河水が湧水して堤防が一部流出（欠壊）していく。
- (3) 深掘れ（洗掘）による場合 …… 河水の流勢や波浪により川側堤防斜面（表法面）が深掘れ（洗掘）されて一部流出（欠壊）していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
水があふれる（越水）	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の天端にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工（連結水のう工）	堤防の天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ビン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側（川裏）対策	釜段工（釜焼き、釜止め）	堤防から離れた箇所の漏水を、土のうを円形に積み上げ池を作り、池の水圧で漏水を減少させる工法	一般河川
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先にかかるようビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）
		月の輪工	堤防裏のり下部の漏水を土のうを半円形に積み上げ池を作り、池の水圧で漏水を減少させる工法	一般河川
	水	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川
		漏水シート張り工	裏のり、犬走りに防水シートなどを敷きならべる	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	たたみ、杭、縄、土のう、鉄線
深掘れ(洗堀)		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	家屋のたたみを連結し、損傷部に敷きつめ傷口の拡大を防止する工法	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工(竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうままたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端) 居住側堤防斜面(裏のり)	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
		五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう

原 因	工 法	工 法 の 概 要	利 用 篠 所、河 川	おもに使用する資材	
				現 在	
居住側堤防斜面 (裏のり)崩壊	き 裂	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩 壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい 打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その 他	流下物除去 作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「水防工法ハンドブック」より)

2. 水防用語

①土のうに用いられる用語

長手積み…………水の流れや水に接する部分に、土のうのそこを上流に、結び目を下流に向け積み上げる手法で、施工も上流側から積み上げて行う方法。

小口積み…………長手積みの「押さえ土のう」として、長手積みどのうの底を向ける形で積み上げて行う方法。

間詰土…………土のうだけの積み上げでは水密性に欠けるため、長手積みと小口積みの間に30cm位の幅に土を入れ充分に締め固める。また、土のうと土のうの重ねも、長手、小口とも、下の土のうの合わせ目に隙間が出来ぬよう重ねを繰り返し、さらに合せ目と土のうの表面の凹凸を平らにし、水密性を保つために利用する土砂をいう。

円ん匙…………スコップのことで日本語の漢字をあてたもの。

簀の子巻き…………シート張りの細工が終わった時点で、現地に設置する場合に、重し土のうを中心に内側に、簀の子状に巻き込んだ状態を言い、降ろしロープを二か所で、設置場所簀の子の重みを利用して設置する方法。

枕土のう…………支えロープが堤防に食い込み、堤防を傷つけないように、堤防の、のり肩付近のロープの下に置く土のう。

煽り止め…………シート張り工を設置したときに、上流側の部分が流速によりめくれないように土のうを配置する方法。

重し土のう…………シート張り工の先端部分が流速によりめくれないように取り付ける土のう、木流し工の樹木が流速で流されることを防ぎ予定の位置に定着するように取り付けた数個の土のう及び五徳縫い工の結束した竹を安定させるために使う土のう。

②ロープに関する用語

支えロープ…………木流し工・シート張り工の工法等に用いられ、堤防裏のり面に設置した留め（止め）杭、木流し工、シート張り工の各工法を支える重要なロープを言う。

フナ結び…………水防工法では多く利用される結びで、木流し工では、重し土のうの結束に、シート張り工では力竹とシートの結束等に用いられる結び（別名：止め結び、ねじ結び）。

“の”の字結び…………シート張り工でシートに結ばれた数本の骨材をロープで結束するときに用いられる結び。

イボ結び…………木流し工、シート張り工に用いられ、物と物を緩みなく締め付けた結びとして、他にも多くの水防工法に用いられる結び（別名：垣根結び、男結び）。

かみくくし…………木流し工では、重し土のうと木の幹、シート張り工では力竹と重し土のうの結束等に用いられる結び（別名：巻き結び、便利結び）。

サル結び…………シート張り工の工法で、シートに結ばれた力竹に数本の骨材を連結させる時に用いられる結び。

もやい結び…………木流し工、シート張り工の各工法を施工の場合、水際や水中での作業において、作業員が命綱を身に着ける時に用いられる結び、先端のロープを他の作業員が安全を保持する結び。（輪の大きさが変わらない特徴がある。）

本結び…………ロープとロープを結ぶときに使う結び。

継ぎ結び…………ロープとロープをつなぎ合わせるのに、古来より利用されている結びで結びの原理はもやい結びと同形。（和裁の糸つなぎに利用された。）

③くいに関する用語

留め（止め）杭・・・木流し工、シート張り工等の支えロープを結束するために打ち込まれる杭をいう。（止め杭とも書く）。

補強杭・・・・・・土のう積み工法、釜段工、月の輪工に用いられ、水面に接する長手積み土のうの崩れを防ぐため地盤深く迄打ちこむ鋼杭をいう。

並ベ杭・・・・・・杭打ち積み土のう工など積み上げる土俵、積み上げる土のうが通りよく並ぶように、約60cmくらいの間隔で一直線に打ちこんだ杭をいう。

押さえ木・・・・・・杭打ち積土のう工の支木の中央部付近を支えるように打ち込んだ杭をいう。ささえき

千鳥配置・・・・・・千鳥がジグザグに歩く様子からきた言葉で、一直線でなくジグザグに配置することをいう。

④竹に関する用語

小割竹・・・・・・太い丸竹を何本かの小さい竹に割ってしがら組みなどにして用いる竹。わりだけ

半割竹・・・・・・竹を半分に割って使い、弾力を持ち施工安さで利用され、また節をくりぬき樋として用いる場合もある。はんわりだけ

2年小竹・・・・・・老竹でなく柔軟性のある2年目くらいの竹をいう。こだけ

力竹・・・・・・シート張り工のシートの張りを保つため上端と下端に用いる太い竹で、シートと力竹をフナ結び等で締めて結ぶ。ちからたけ

骨竹・・・・・・シート張り工のシートの補強を、細目の竹数本を骨材としてロープで結ぶ。ほねだけ

竹針・・・・・・シート張り工のシート1枚1枚をロープで縫うとき針のようにして用いる先をとがらせた竹をいう。たけはり

竹ピン・・・・・・川裏側でシート張り工法を行う場合シートの重ね合わせ部分に半割竹を当て、これに2年小竹の竹ピンを50cm間隔くらいにさし込み堤防に密着させる場合などに用いられる（最近では、金属製のピンも利用されている）。

竹棚・・・・・・築き廻し工や土のう羽口工などに用いられ、くいや土のうが一体となって働くように竹を編みあげて補強する策として利用。たけたな

蛇腹編み・・・・・・土のう羽口工などで竹を交互に編みあげていくこと。

⑤その他難解な水防用語

堤防がうむ・・・・・・堤防が長時間にわたって洪水に浸された場合に生じる現象で堤防が飽和した、いわゆるぬかるみ状をいう。うむという字は漢字で熟むが当たり、土質用語ではクイックサンドという。

堤防決壊・・・・・・堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で浸食やのり崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では堤防の全部が決壊し、破堤・氾濫している状態と混同されやすいので、具体的に裏のり崩れ、漏水、破堤、氾濫などの言葉を用いることが望ましい。

パイピング・・・・・・堤体内の浸透水圧のため、土中の細かい粒子が洗い流され、堤体にパイプ状の水みちができ、堤防を破壊する原因となる。土質用語でボイリングの一種である。

（「水防工法ハンドブック」より）

3. 水防工法の解説

〈準備工〉

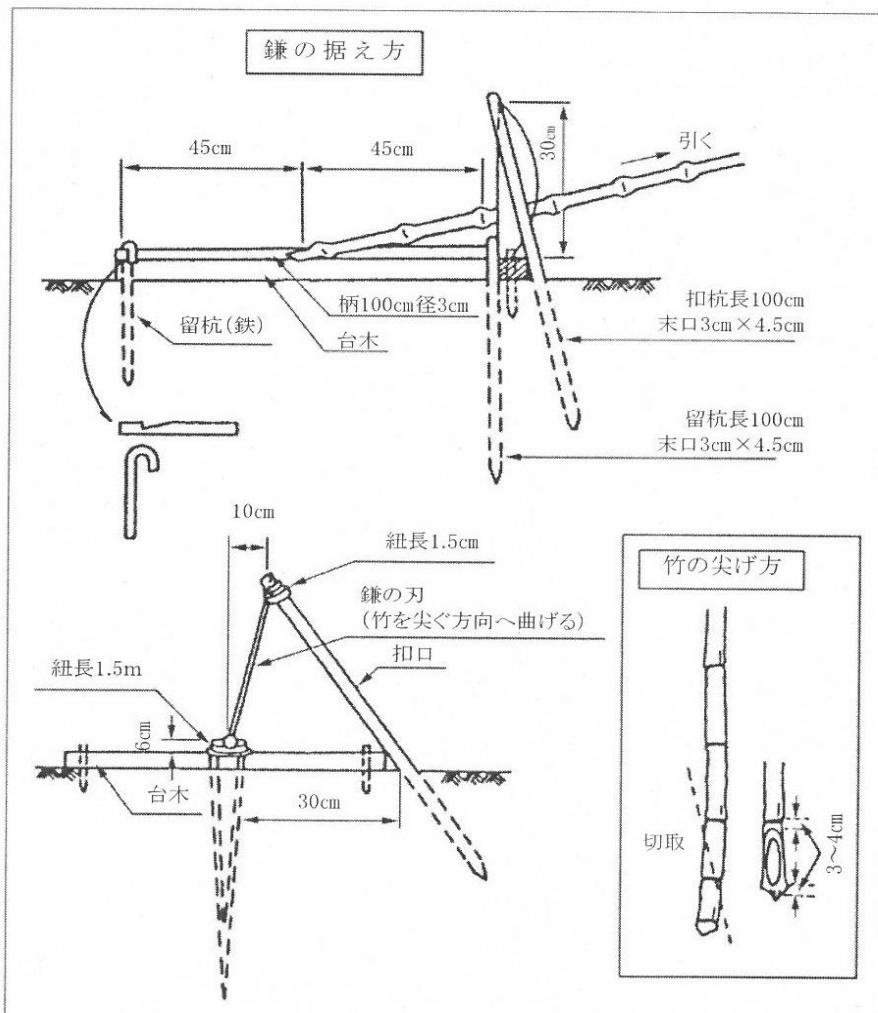
(1) 竹尖げ



(竹尖げ)

竹尖げの用途:五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。

尖 げ 方:竹の径の五倍くらいのあいだを片のためにそぎ、尖端には割れを防ぐため節を残す。竹尖げ専用の鎌を台木に取付け、枕木を地上に打って台木を固定し、1人が鎌に接して、折敷の姿勢をとり他の2人が後から引く。竹をおさえる位置は竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の巾だけ内にして引けば30cm位に尖がる。

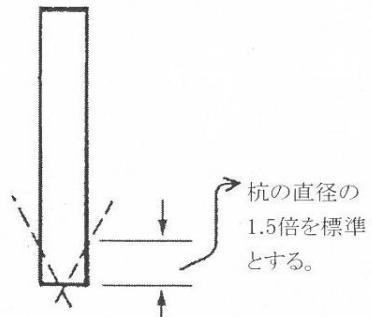


鎌の据え方の要点

- (1) 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄を1回宛巻いていぼ結びに締め付ける。
- (2) 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折にして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。

(2) 杭拵え

杭 拵え

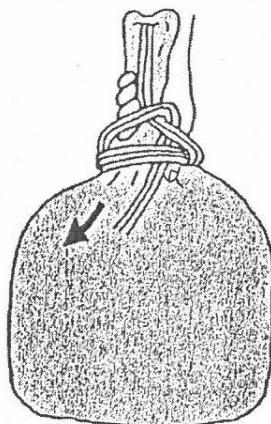
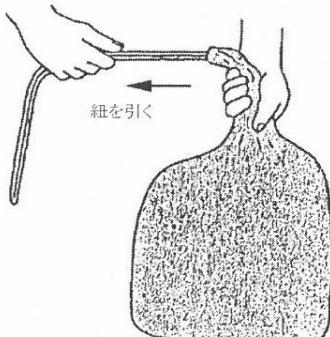


拵え方: 2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいうようにします。もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

(3) 土のう作り

拵え方: 土のうに土砂を30kg～50kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしばる。しばり終えたら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。

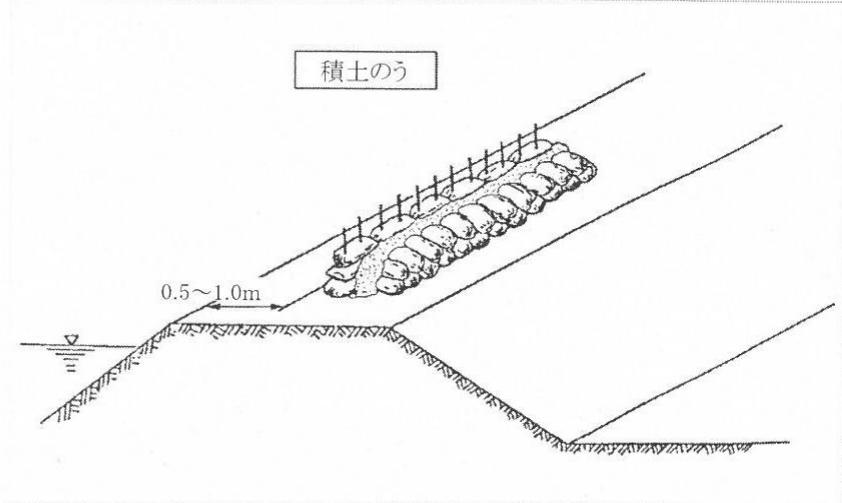
土 の う 拵え



〈越水防止工〉

(4) 積土のう工

表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m～1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいも継ぎをさせて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。

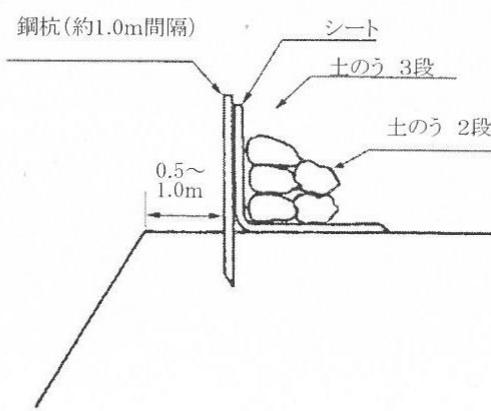


(5) 改良積土のう工

川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、安定をはかる。

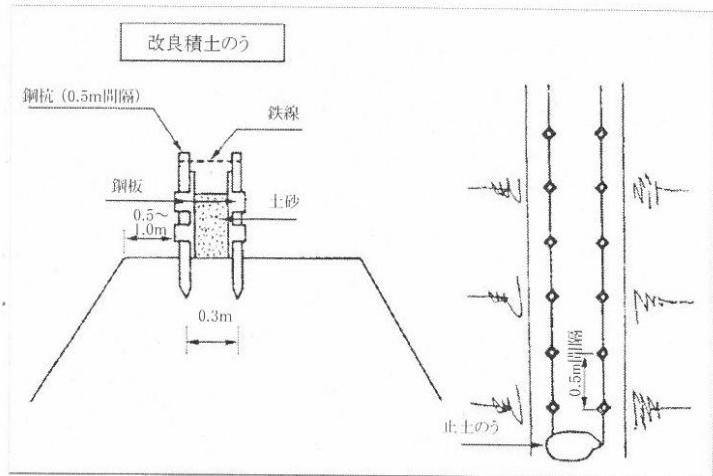


改良積土のう



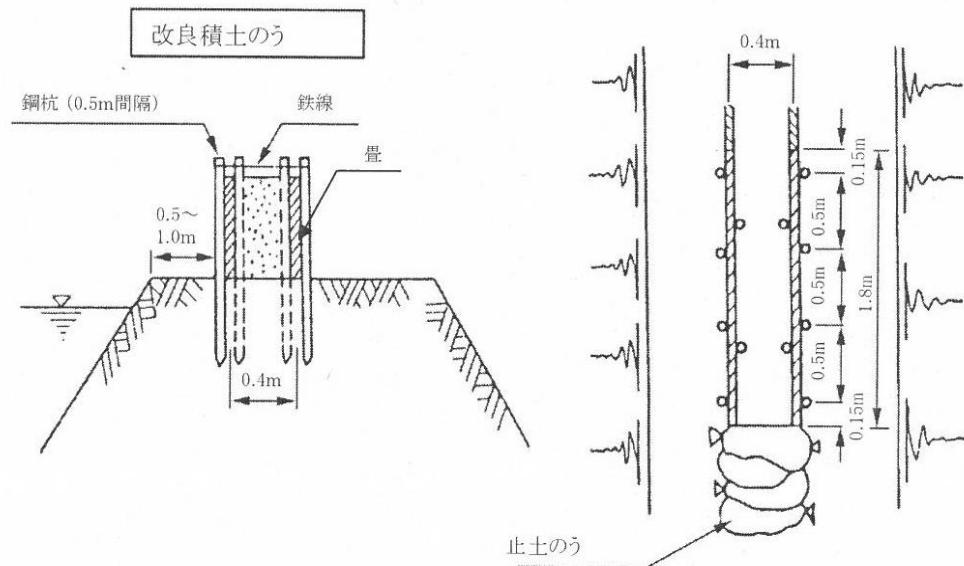
(6) 改良積土のう(土留鋼板工法)

川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱(丸パイプ)を0.5m間隔に通し、数枚つなぎ合わせて、川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



(7) 改良積土のう(疊工法)

川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に疊を0.4m間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。

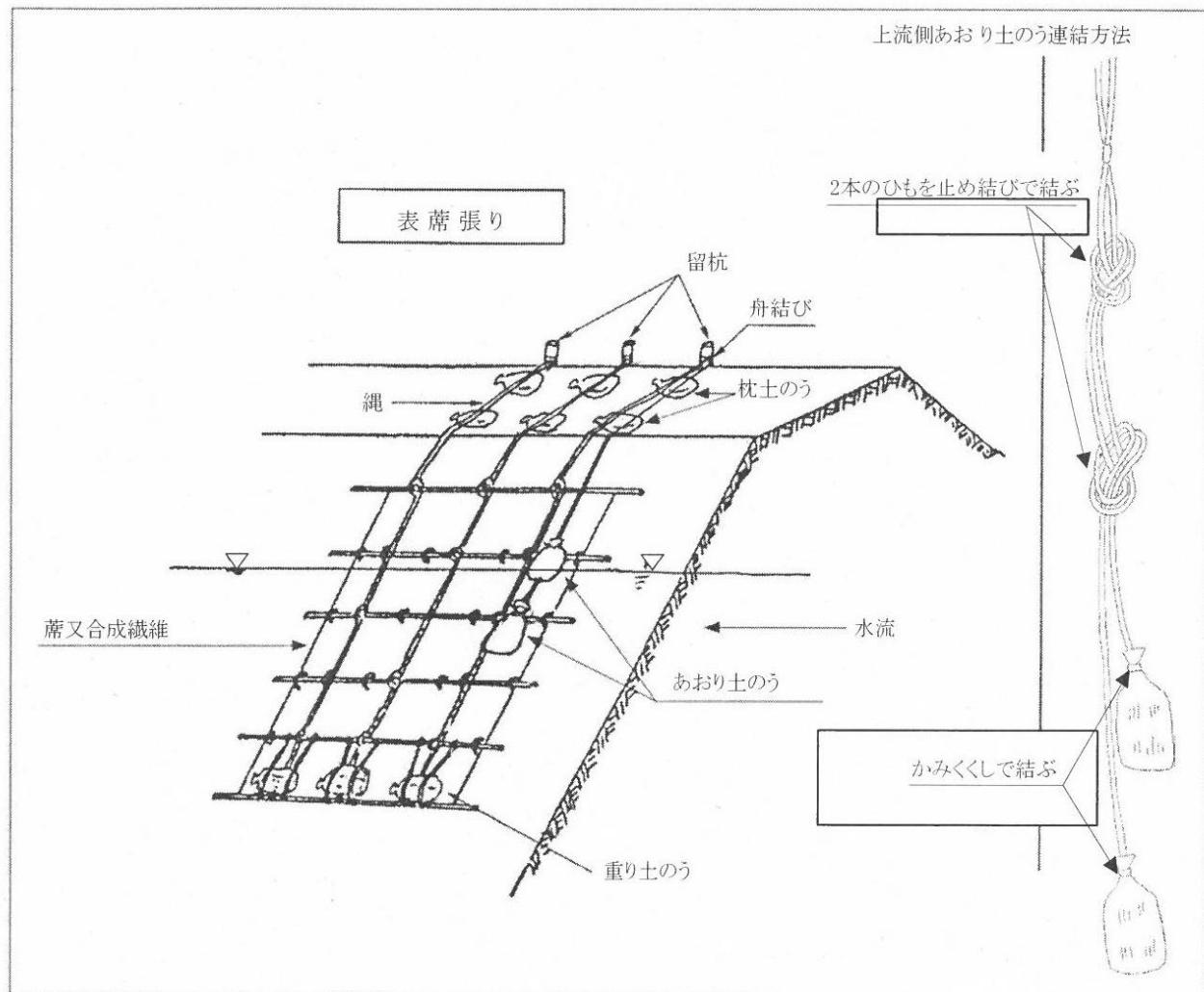


〈漏水防止工〉

(8) 表蓆(シート)張り工



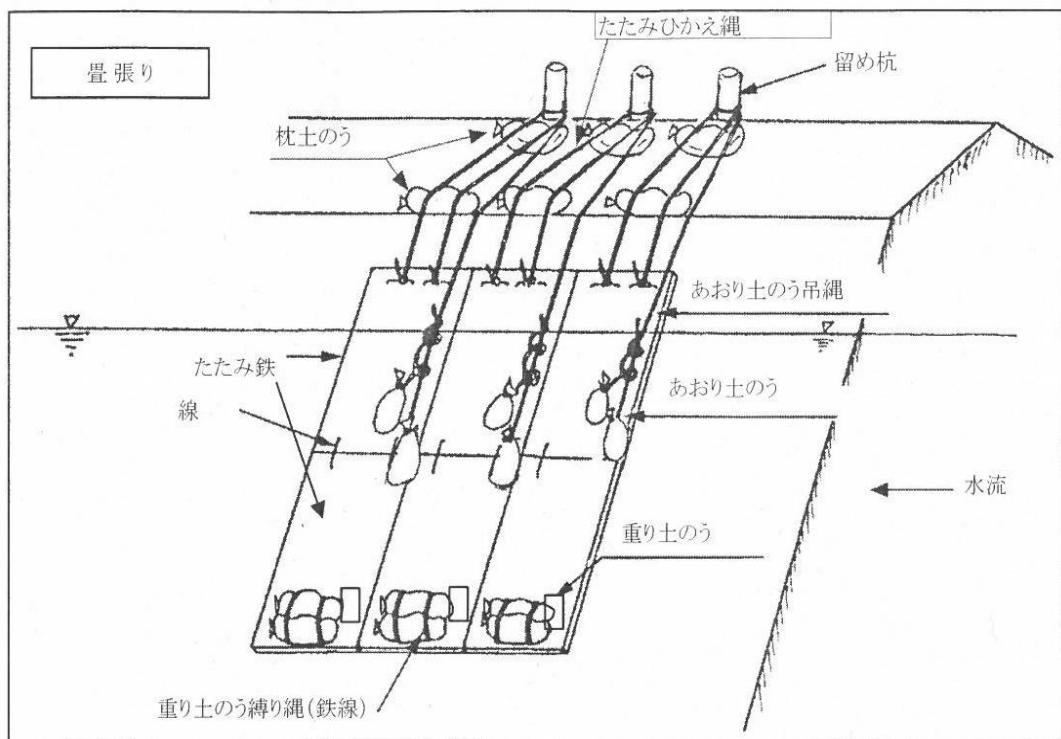
崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚或は15枚を繩で縫い合わせ、(シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。)横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し繩を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹(長さ45cm、幅2cm位)を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうをのせて固定させる。



(9) 置張り工

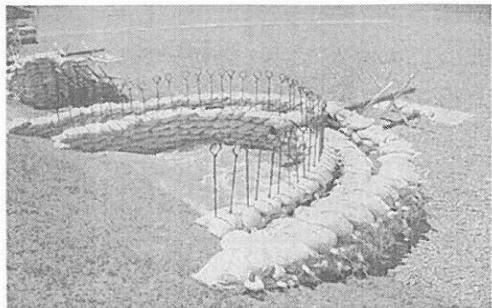
従来より使われている表蓆張と同様な効果を期待して考案された方法であり、出水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

畳二枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子繩で重り土のうを縛り上端に鉄線を介して扣繩を結び、この二枚一組を順次すべり落し川裏に打ちつけた留杭に固定し、最後に煽り土のうを上流端に置いて固定させる。



〈漏水防水工…川裏〉

(10) 月 の 輪 工



川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める工法。
漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径1.8m）に積上げ、
この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。
土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、
その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。

月 の 輪

側面図

ひかえ杭 (長1.2m)

桶

長5.0m)

本結び又はいぼ結び (1ヶ所2.0m)

敷き蓆

たたき 明治のさ

支え杭4本(長1.5m)

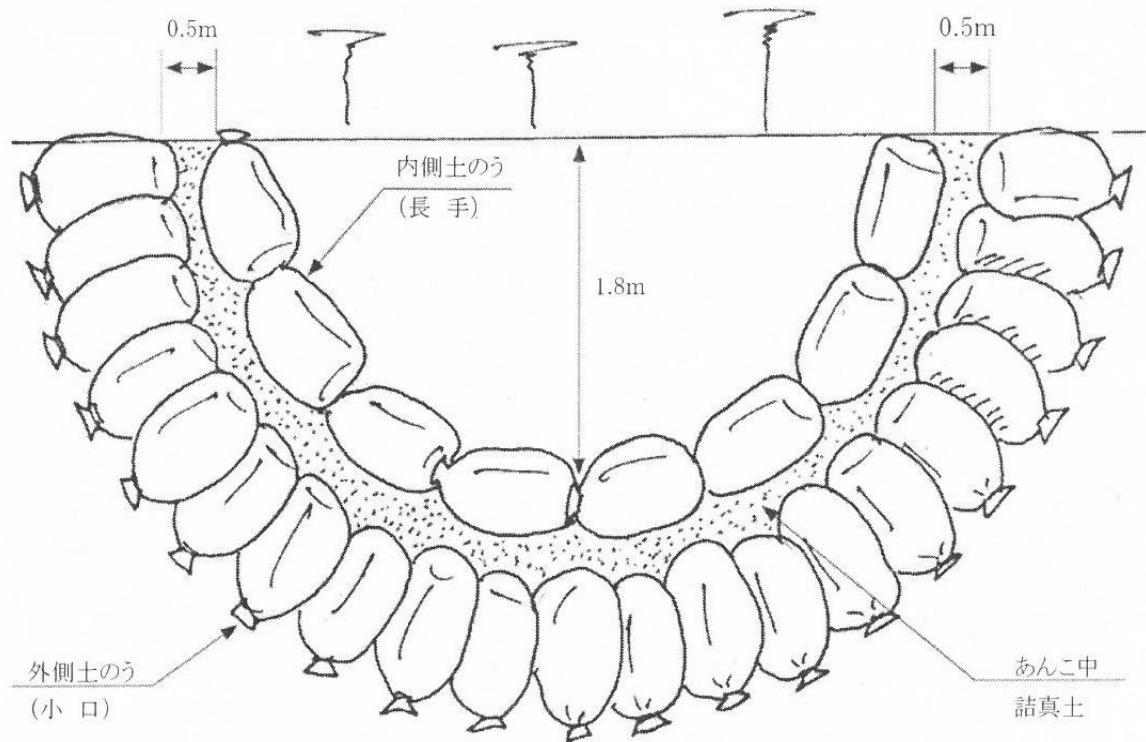
卷之三十一

あんこ(中詰臺十)

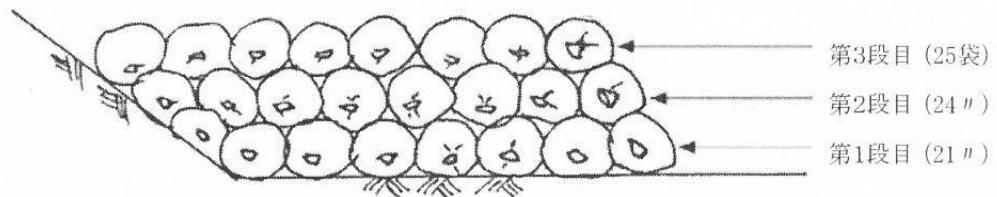
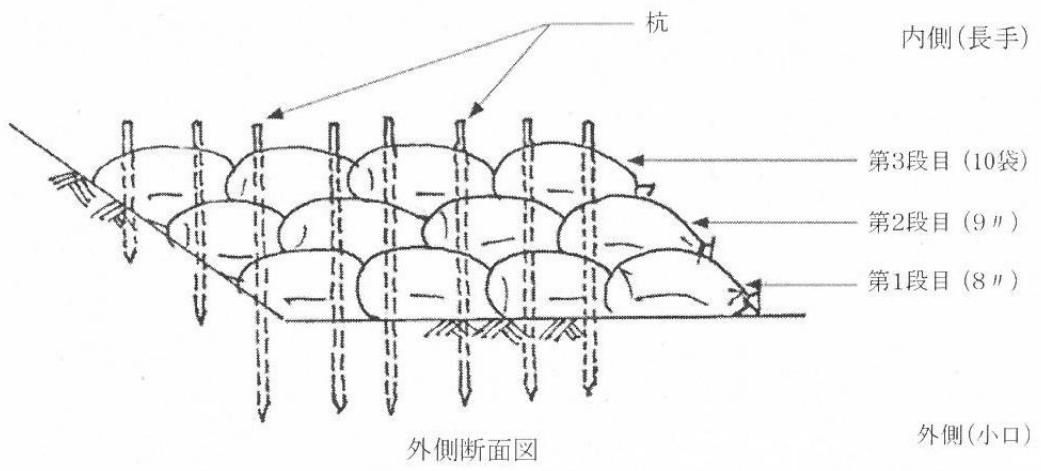
七二二（中註卷上）

めんこ(中詰真士)

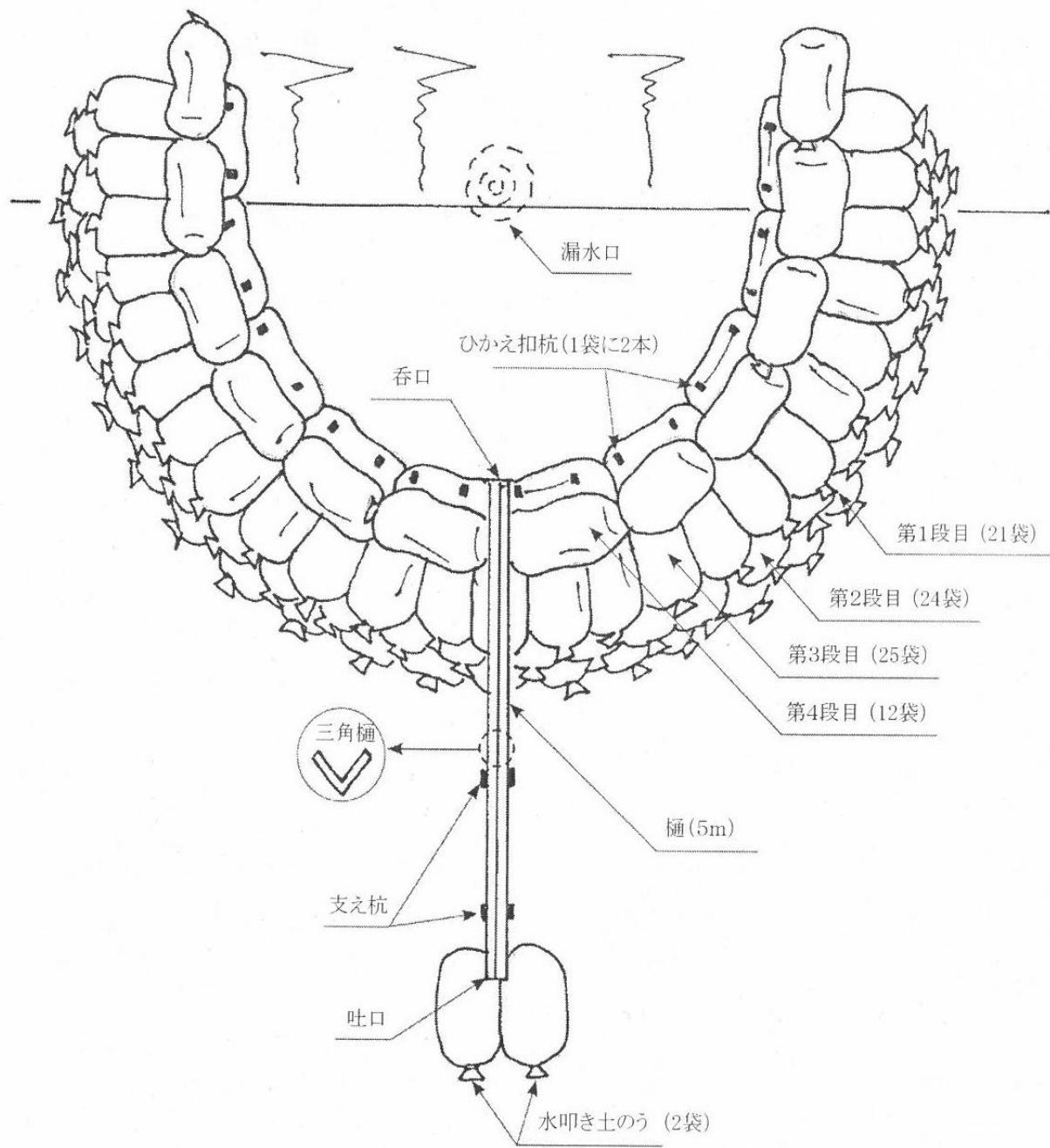
平面図(第1段)



内側断面図



平面図(完成)



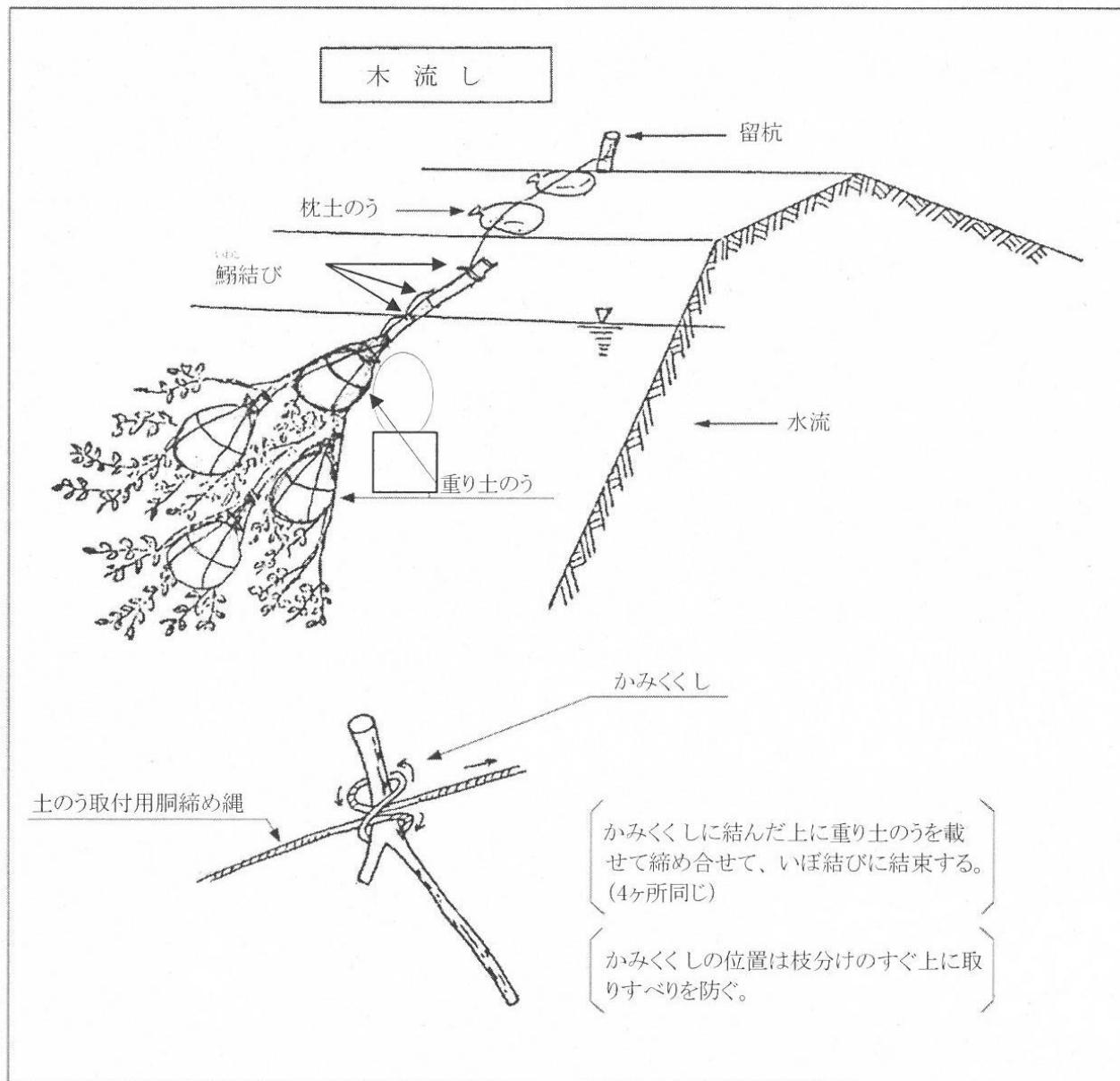
〈決壊防止工〉

(11) 木流し(竹流し)工



目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

構え方：枝葉の繁茂した樹木(又は竹)根本から切り、枝に重り土のう(又は石俵)を付け、根元は鉄線又は縄で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

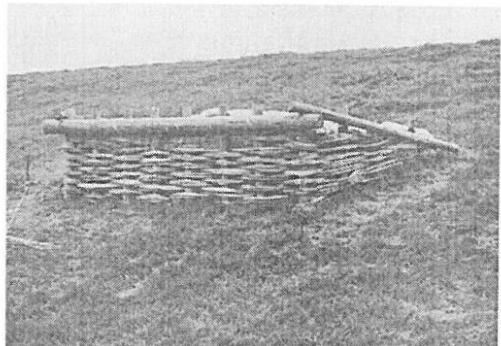
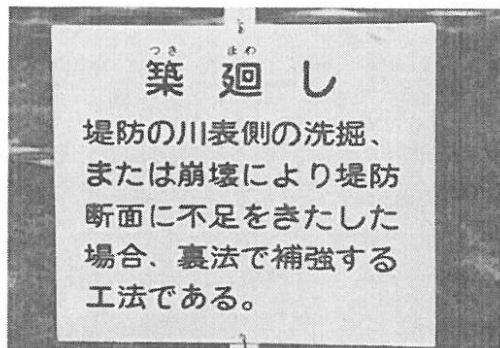


(12) 築廻し工

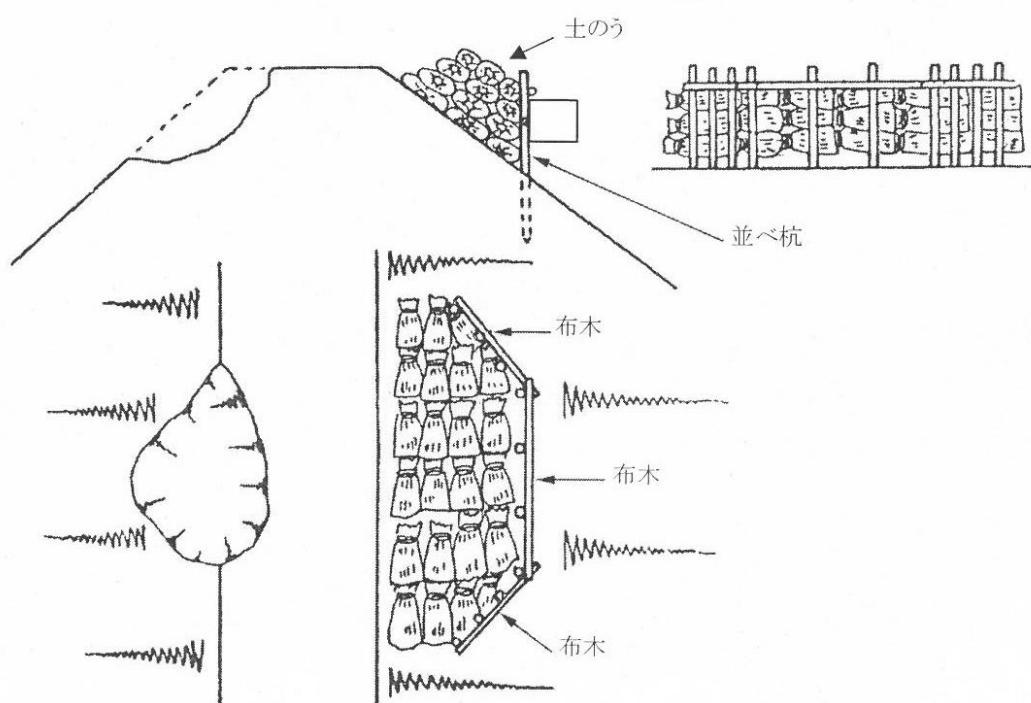
目的:川表の崩壊、法面の補強。

拵え方:心々0.90mくらいに杭を打ち込み、竹棚(又は粗朶)を編み付け、内部に土のうを詰める。

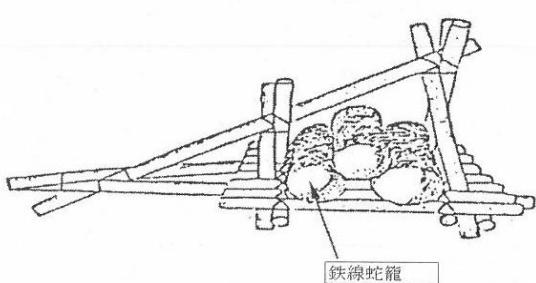
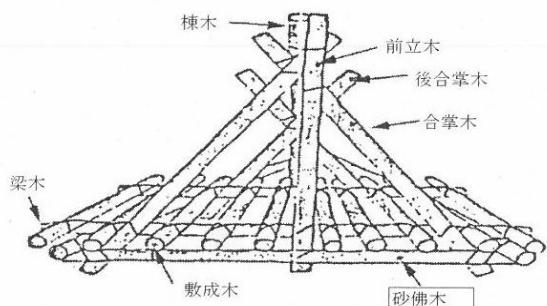
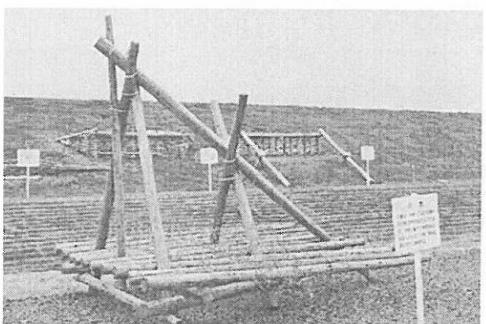
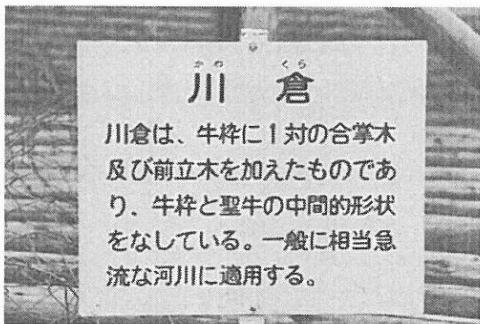
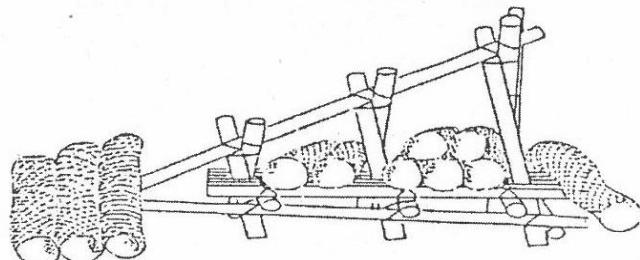
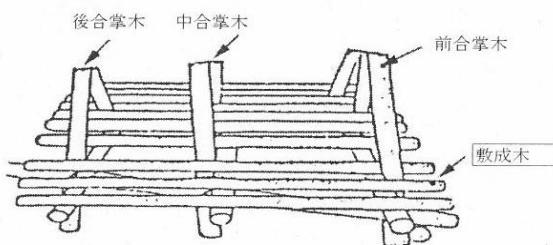
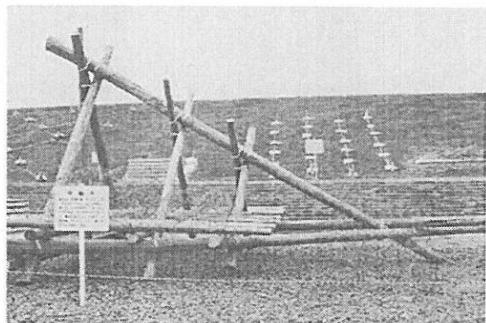
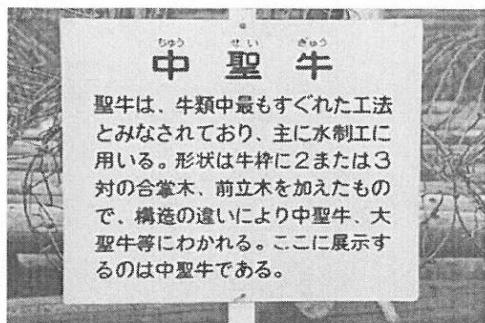
崩壊箇所は蓆張などを行って川裏に築廻しを施す。

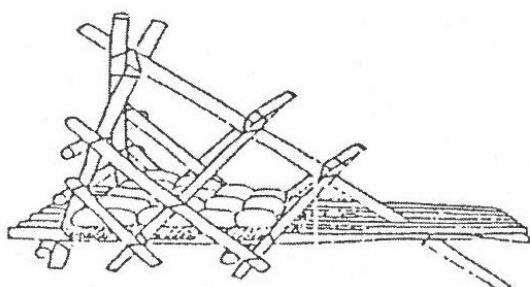
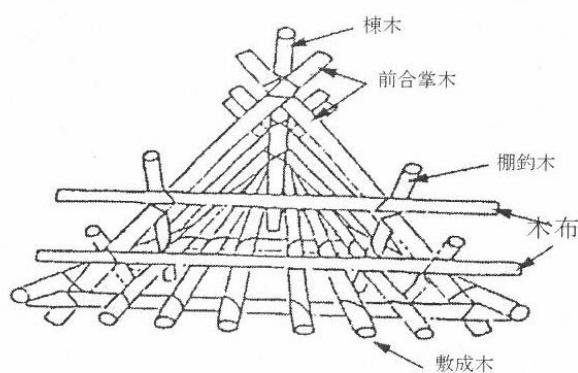
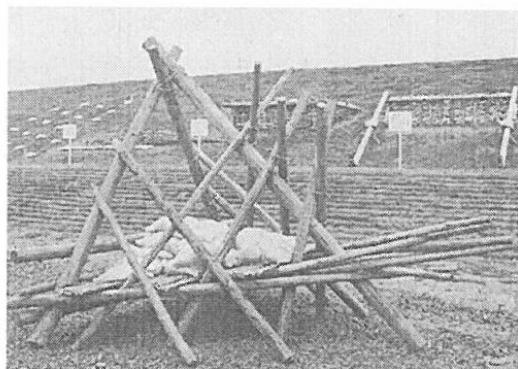
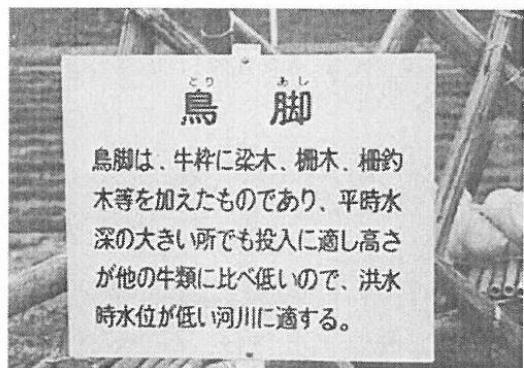
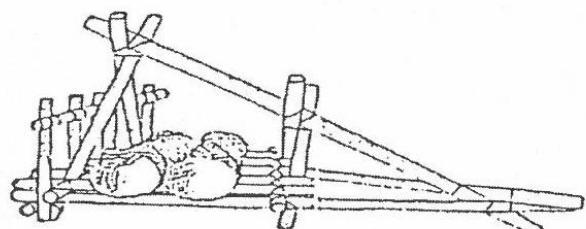
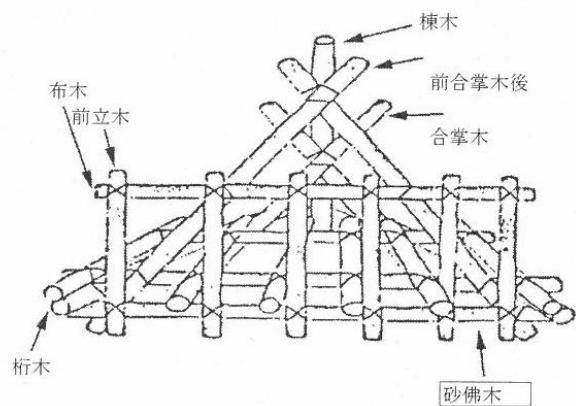
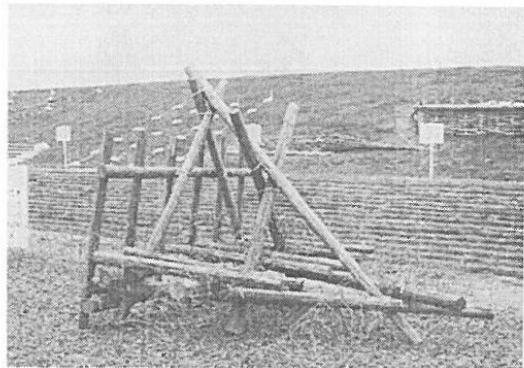
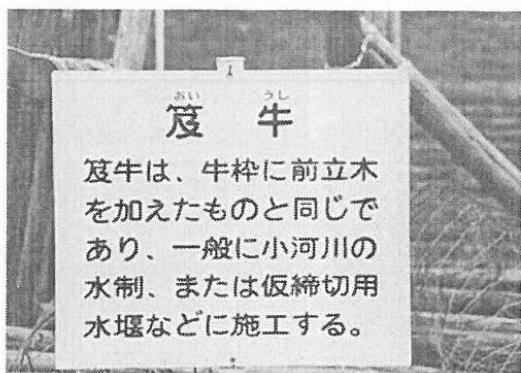


築廻し



目的:流木の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止。
据付け方:この工法は一般に急流河川に用いられる。堤脚に逆出しに据えて崩壊面を直接保護する場合と、本出しに使って水当りを緩和させる場合がある。逆出しは頭部を堤防側に置き、棟木を水流と直角よりやや上向きに水中に入れ、ただちに蛇かごから石俵を重しとして載せる。上記の枠類を施す箇所は激流の場合が多いので、押し流されて目的の位置に沈設することが困難であるから、組立後要所要所を鉄線などで結んで作業の終わるまで繋留する必要がある。なお、枠を下向に入れると逆効果となることがあるので注意する。





〔き裂防止工〕

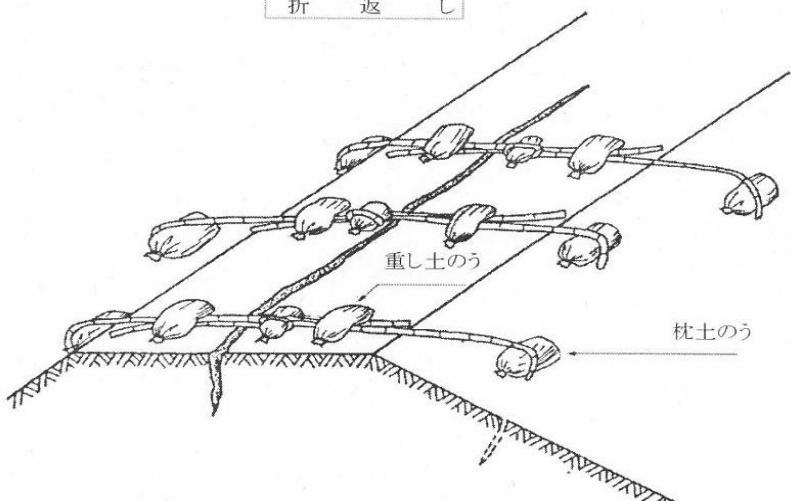
(14) 折返し工



目的: 堤防天端にき裂を生じた場合、崩壊を防止する。

拵え方: 天端の表法と裏法とに竹を突き差し、その根元に土のうを置きこれを枕にして、竹を折りまげ、中央で双方の竹を折り返して引きかけ、縄で結束する。竹の折返し部分は折損しやすいため麻袋(土のう)などを丸めて芯にする。又、竹の締り具合をよくするため、天端に重り土のうを載せる。

折返し

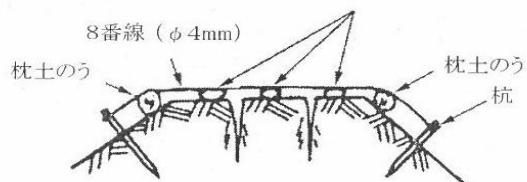


〔鉄線を使用する場合〕

竹の代りに鉄線と木杭により行う。

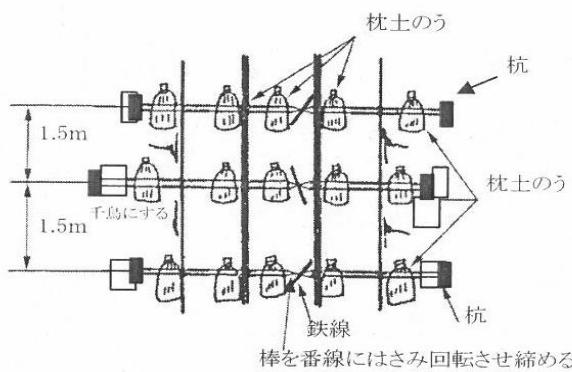
側面図

鉄線が土に食い込まぬ様枕土のうを置く



平面図

枕土のう

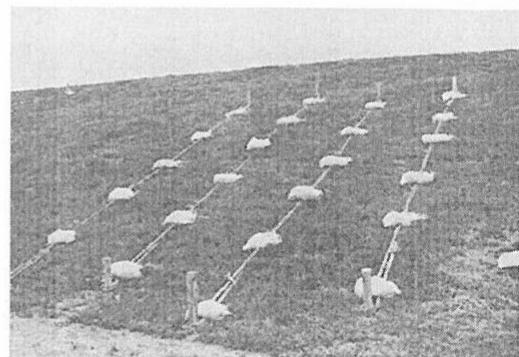
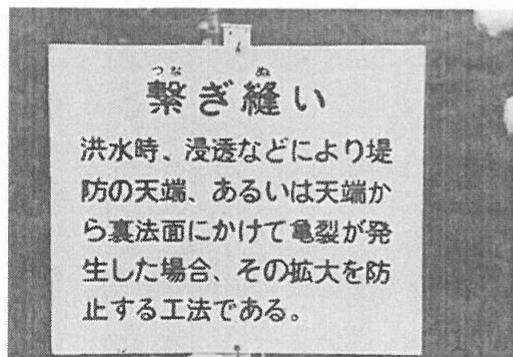


棒を番線にはさみ回転させ締める

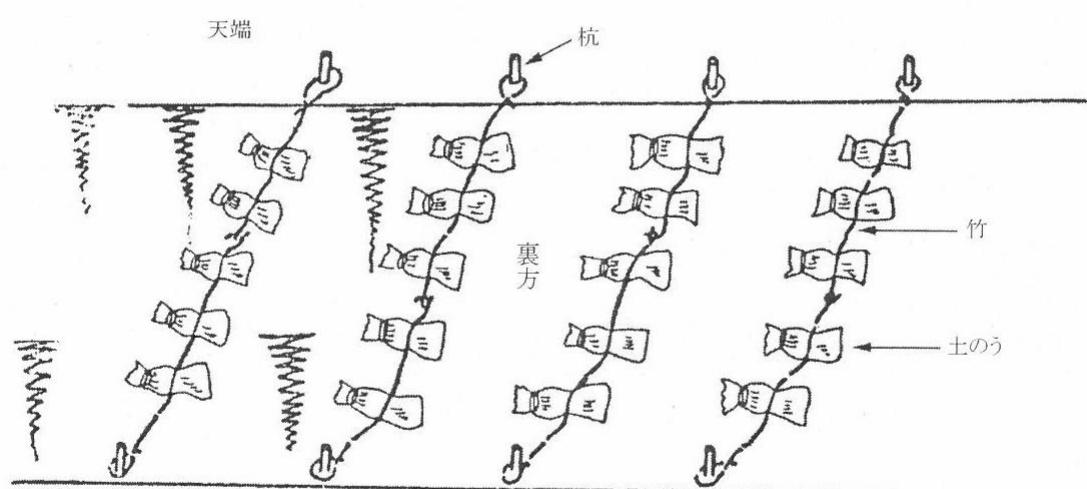
(15) 繋ぎ縫い工

目的:亀裂箇所を挟んで裏法崩壊防止。

拵え方:長1.0m~1.5m、末口6cm~9cmの木を1.0m~2.0m間隔に打ち込み、その杭に周10cm~15cmの竹を縛りつけ、又天端にも同様に打って竹を縛り付け、この双方の竹串を約2.0mの継手を残して折り曲げ引きかけて繩結び、重り土のうを取り付ける。



つなぎ縫

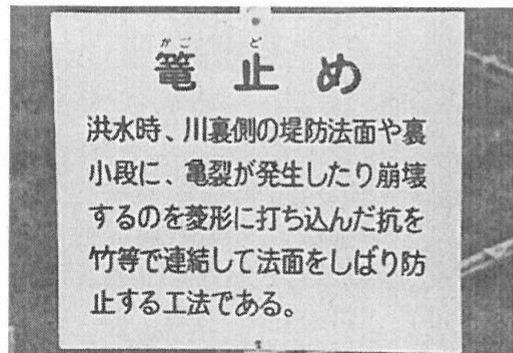


(16) かご止め工

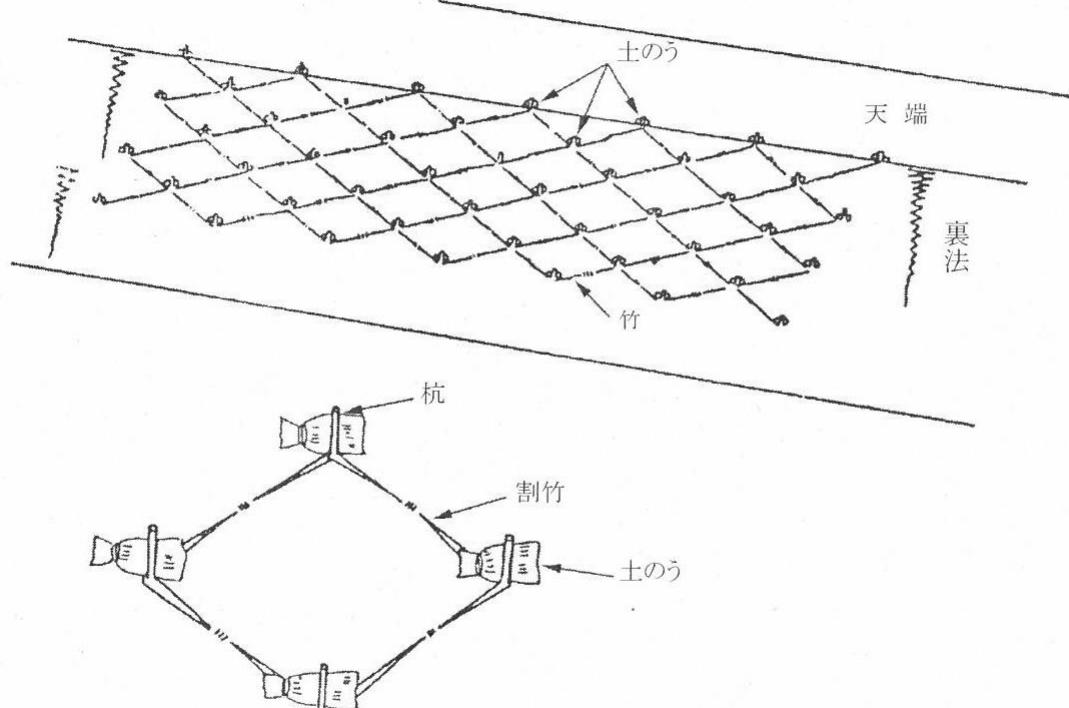
目的:川裏法面亀裂崩壊防止。

拵え方:2.0m間隔に長1.8m内外の杭を打ち込み、その中間に互の目に杭を入れ斜に各々の杭に割竹で繋ぎ合せ、

杭毎に重り土のうを載せる。もし堤体が軟弱な場合には敷粗朶をして重り土のうを載せる。

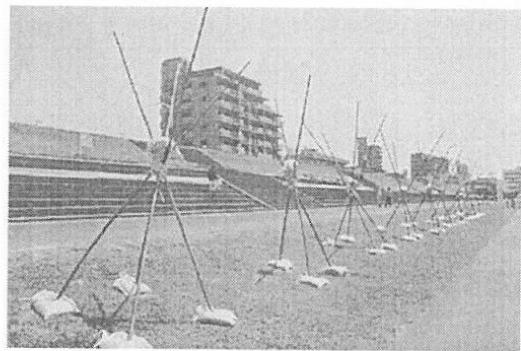


かご止め



〈崩壊防止工〉

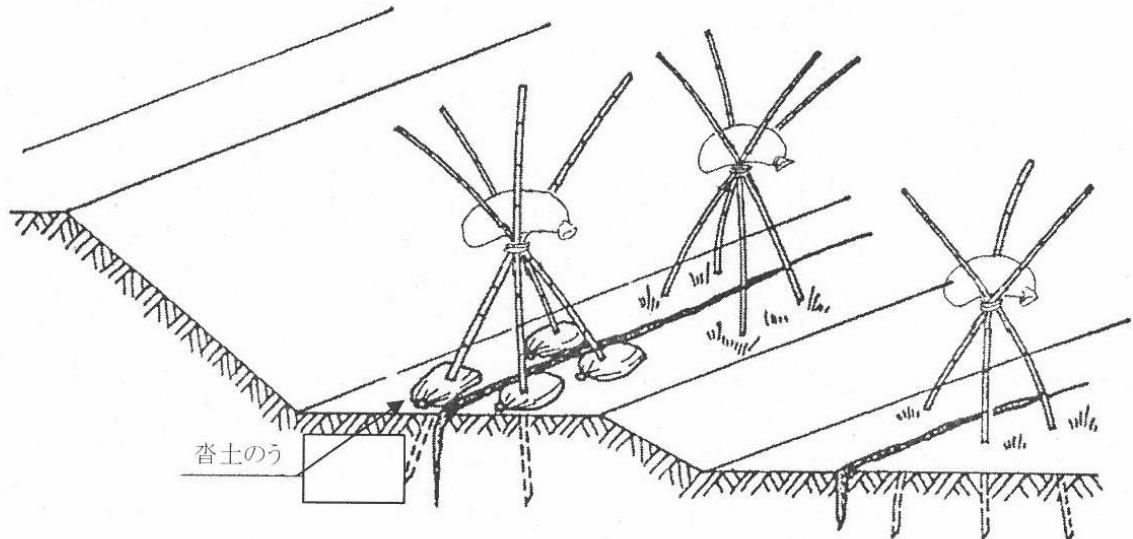
(17) 五徳縫い工



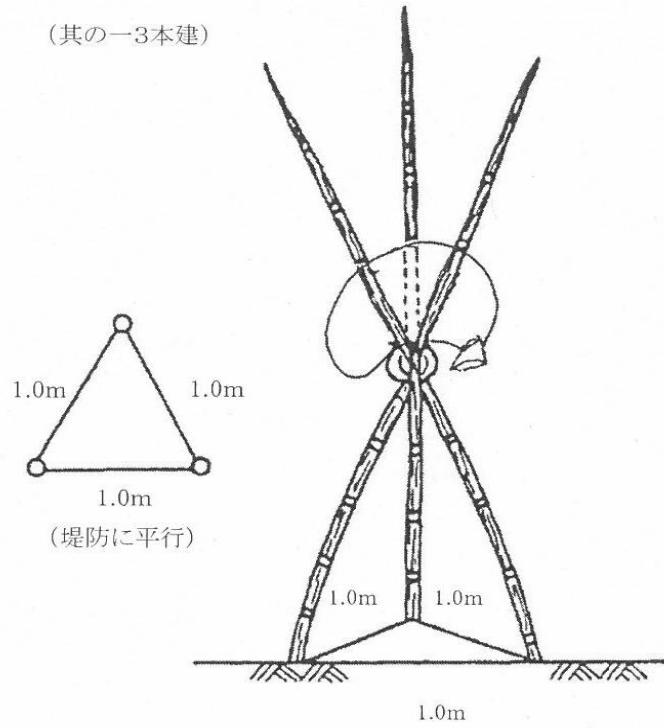
目的:川裏き裂、崩壊の拡大防止。

施え方:き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2m～1.5 mくらいの所で一つに繩で結び、その上におもり土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土のうを用いる。この工法は法面に行うよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。

五徳縫い



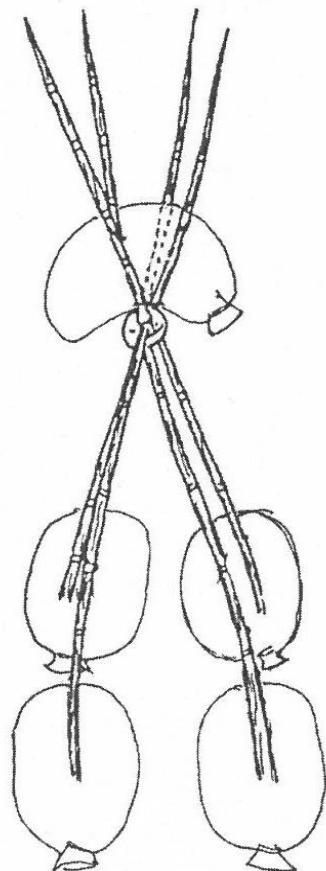
(其の一3本建)



(作業要領)

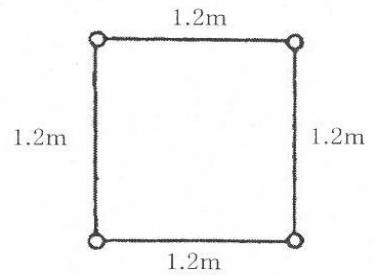
1. 竹建て
2. 竹の切口を中心に向けてさす。
3. 竹の結束は時計廻りに締め合せる。
その際位置は目の高さとする。
4. 繩締め順序
 - (1) 繩端を1本の竹に船結びで結束。
 - (2) 大廻り2回(時計廻り)
 - (3) 1本毎に1回巻き付ける。
 - (4) 大廻り3回
 - (5) 竹の結び目を十字につつみをかけて結束。
 - (6) 最後に重り土のうをのせ余った繩で一回廻して完結する。
その際元位置に戻して結束する。
重り土のうは水流に平行。

(其の二4本建)



(作業要領)

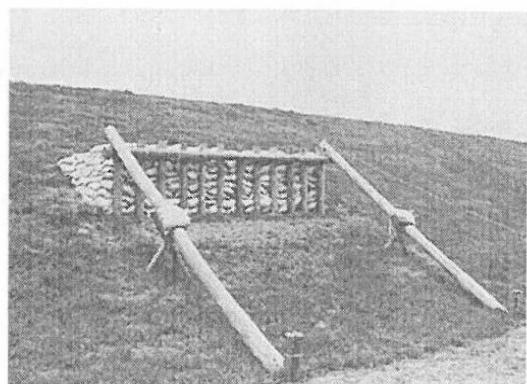
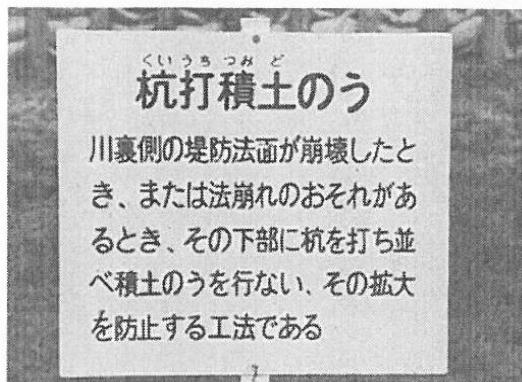
3本建に同じ。



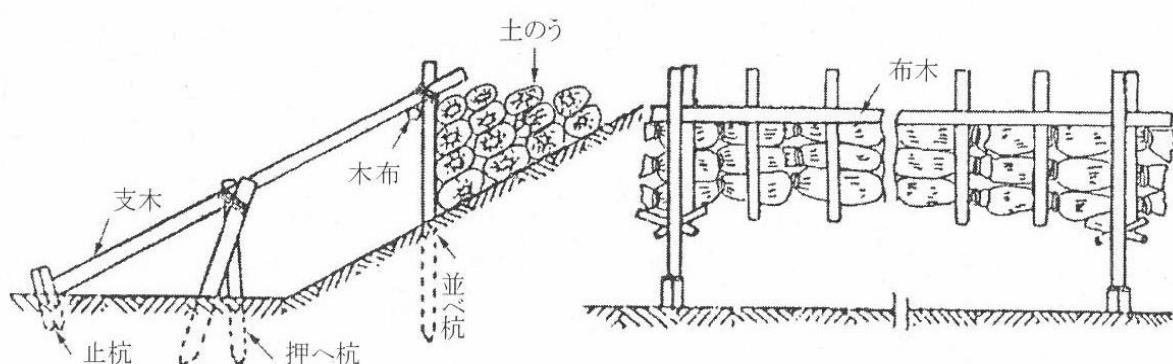
(18) 杭打積土のう

目的:川裏法崩壊防止。

拵え方:法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長2.5m内外の杭を心々0.60mに打ち込み上部に長5.0mの布木を結び付け更に長4.0mの支木を3.60m毎に取り付ける。支えの木の中間に押え杭二本を合掌に打って挟み、又、杭木の根元には杭を二本並べて打って根止めとする。



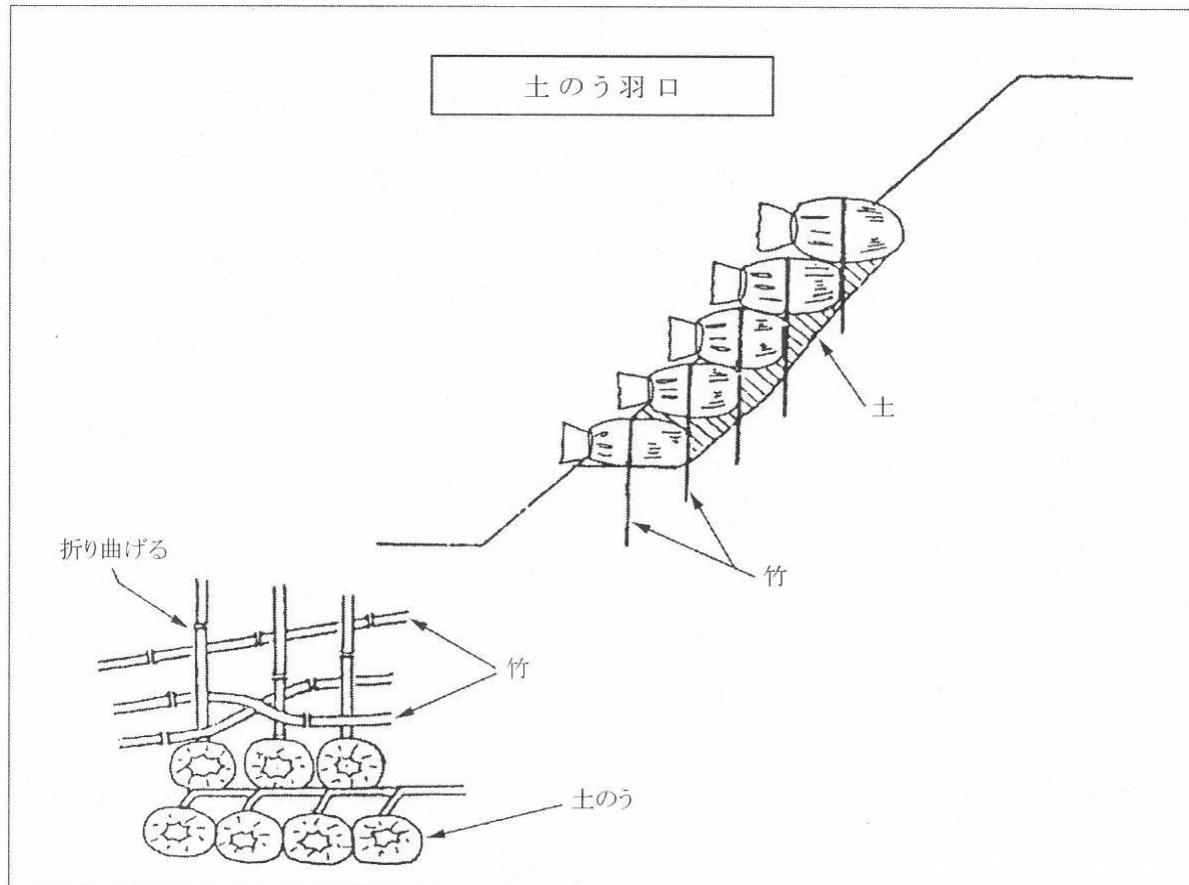
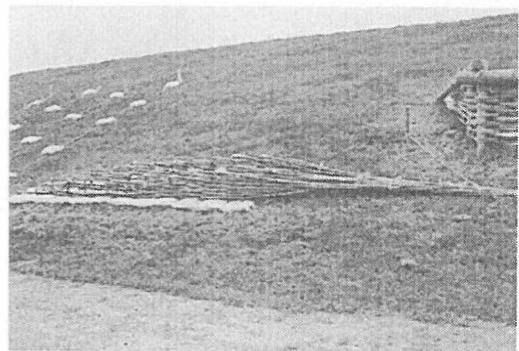
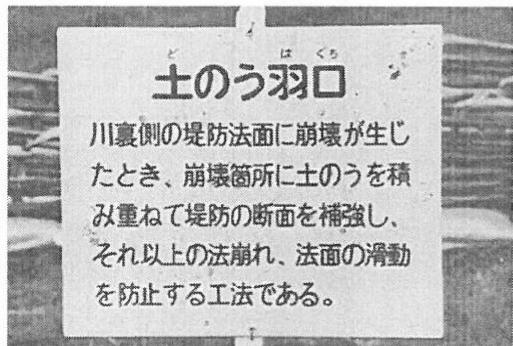
杭打積土のう



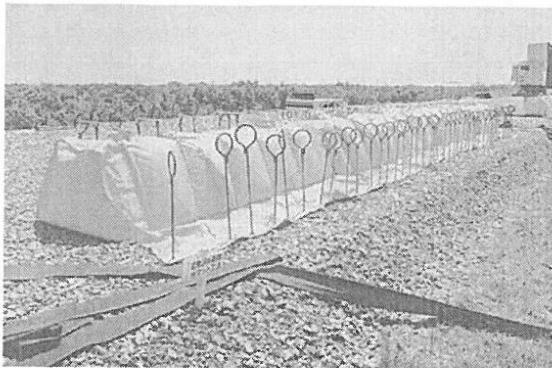
はぐち
(19) 土のう羽口

目 的: 裏法崩壊補強。

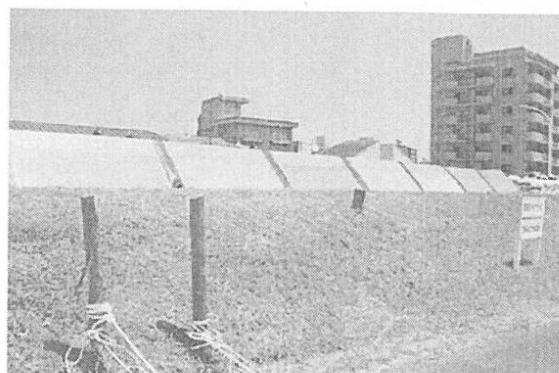
拵え方: 土のうを小口並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に土を布いて踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定するために、目通し6cm～9cmの竹を用いる。



〔新工法等〕



〔水マット工〕



〔簡易バラベット工〕

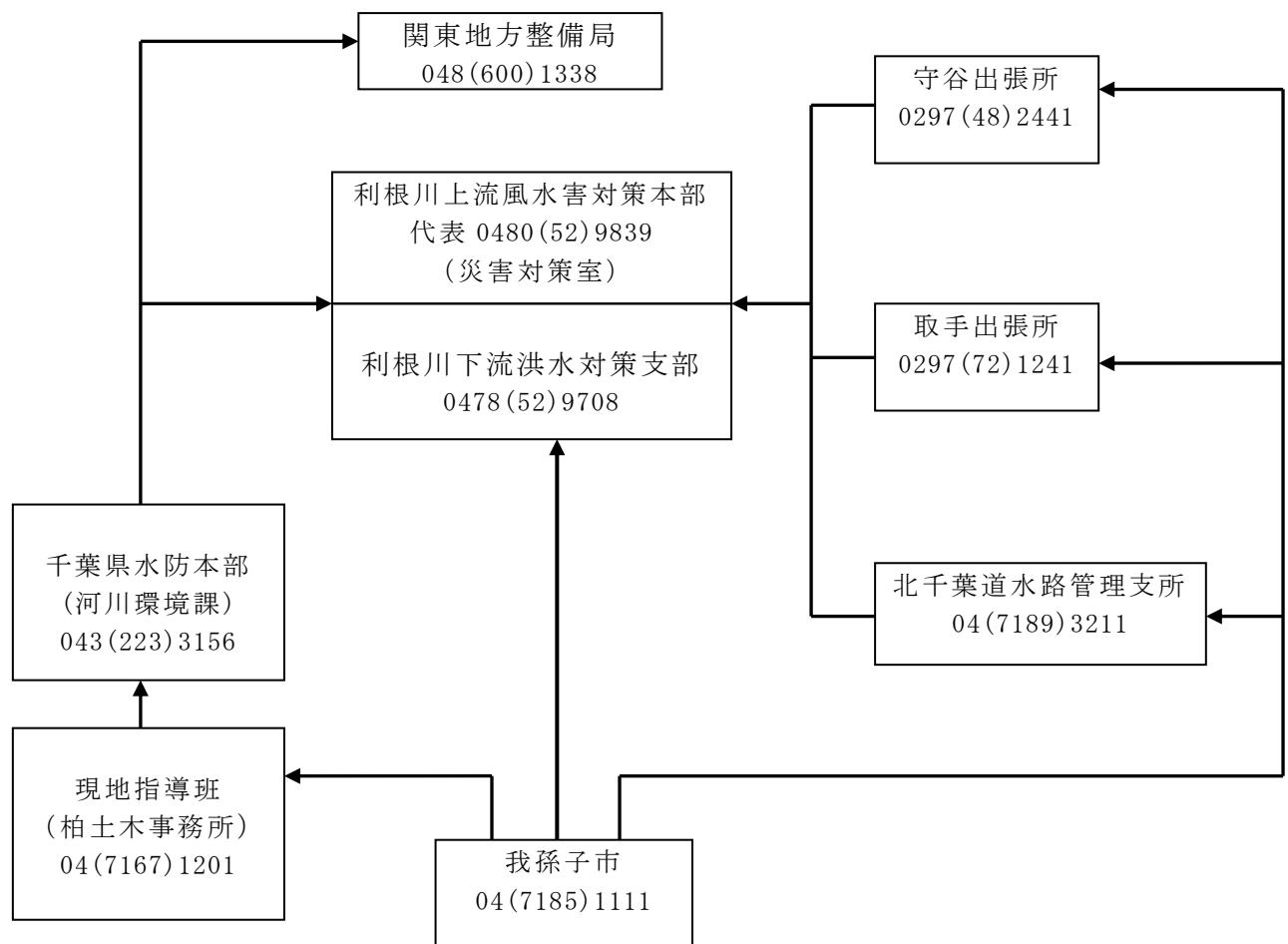


〔大型土のう工〕



〔土のう造成機〕

資料9－3 決壊・漏水等の通報系統



資料13-1 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 右岸 m								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員 人		消防団員 人		その他 人		合計 人		
水防作業の概況及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の結果	効果 被害	堤防 m	田 m ²	畠 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					水量水位の状況			
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること

資料13－2 水防活動報告書

(様式2)

水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理団体名	指定 非指定別	台風名又は 出水期の別	水防実施延人員					摘要
			水防 団体	消防 団体	その 他	自衛 隊員	計	
		自月日 豪雨 至月日	()	()	()	()	()	
		台風の号	()	()	()	()	()	
合計			()	()	()	()	()	

- 注 1 水防実施延人員欄の()書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数。
 2 水防団員とは消防組織ではない水防法第5条に基づく水防団の団員とする。
 3 その他とは、水防法第24条に基づく居住者等の水防従事者等を記載すること。

(様式3)

水防管理団体の水防所要経費調

台風及び 出水別	水防管理団体名	所要経費				摘要
		使用資材	購入器材	人件費 (食糧費)	合計	
		円	円	円	円	
	計					

- 注 1 台風及び出水ごとに分類して記載すること。
 2 所要経費には都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

(様式4)

使用した主要水防資材量調

水防管 理団体	使用した主要水防資材量							摘要
	空俵(呪)	筵	縄	丸太	鉄線	竹	その他	
	枚	枚	kg	本	kg	本		

我孫子市市民危機管理対策会議条例

(設置)

第1条 本市は、自然災害、武力攻撃災害その他の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項に規定する市町村防災会議、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項に規定する水防協議会及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第1項に規定する市町村国民保護協議会として、我孫子市市民危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を総合的に推進する。

- (1) 地域防災計画を作成し、その計画を実施すること。
- (2) 水防計画その他水防に関する重要事項を審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 市長の諮問に応じて市民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- (5) 第2号から前号までの重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 対策会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、会務を取りまとめ、対策会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会長及び委員の委嘱)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 自主防災組織を代表する者
 - (2) 自衛隊に所属する者のうちから防衛大臣の同意を得た者
 - (3) 市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
 - (4) 千葉県職員
 - (5) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (6) 副市長
 - (7) 教育長、水道事業管理者及び消防長
 - (8) 市職員
 - (9) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 対策会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 対策会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 対策会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 対策会議に、必要に応じ部会を開くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
 - 4 部会長は、部会の事務を取りまとめる。
 - 5 部会長に事故あるときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- (雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮つて、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(我孫子市防災会議条例の廃止)

- 2 我孫子市防災会議条例（昭和37年条例第29号）は、廃止する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 第2号の表中

「	防災会議委員	」
	防災会議部会委員	

を

「	市民危機管理対策会議委員	」
---	--------------	---

に改める。

附 則（平成19年3月26日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(我孫子市水防協議会条例の廃止)

- 2 我孫子市水防協議会条例（昭和62年条例第23号）は、廃止する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
別表第1（第2条関係） (2) 附属機関の委員等	別表第1（第2条関係） (2) 附属機関の委員等														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員の項目 から個人情報保護 審議会委員の項目ま で 略</td> <td>略 略</td> </tr> <tr> <td>建築、開発行為等 及び土地区画整理 事業紛争調整委員 会委員</td> <td>日額 10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	社会教育委員の項目 から個人情報保護 審議会委員の項目ま で 略	略 略	建築、開発行為等 及び土地区画整理 事業紛争調整委員 会委員	日額 10,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員の項目 から個人情報保護 審議会委員の項目ま で 略</td> <td>略 略</td> </tr> <tr> <td>水防協議会委員</td> <td>日額 7,000円</td> </tr> <tr> <td>建築、開発行為等 及び土地区画整理 事業紛争調整委員</td> <td>日額 10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	社会教育委員の項目 から個人情報保護 審議会委員の項目ま で 略	略 略	水防協議会委員	日額 7,000円	建築、開発行為等 及び土地区画整理 事業紛争調整委員	日額 10,000 円
区分	報酬の額														
社会教育委員の項目 から個人情報保護 審議会委員の項目ま で 略	略 略														
建築、開発行為等 及び土地区画整理 事業紛争調整委員 会委員	日額 10,000 円														
区分	報酬の額														
社会教育委員の項目 から個人情報保護 審議会委員の項目ま で 略	略 略														
水防協議会委員	日額 7,000円														
建築、開発行為等 及び土地区画整理 事業紛争調整委員	日額 10,000 円														

情報公開・個人情 報保護審査会委員 の項から男女共同 参画審議会委員の 項まで 略	略	略

会委員		
情報公開・個人情 報保護審査会委員 の項から男女共同 参画審議会委員の 項まで 略	略	略

附 則 (平成24年12月28日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

水防法

(昭和二十四年六月四日)

(法律第百九十三号)

水防法をここに公布する。

水防法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 水防組織(第三条—第八条)

第三章 水防活動(第九条—第三十二条の三)

第四章 指定水防管理団体(第三十三条—第三十五条)

第五章 水防協力団体(第三十六条—第四十条)

第六章 費用の負担及び補助(第四十一条—第四十四条)

第七章 雜則(第四十五条—第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条—第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、[次条](#)の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)

又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、[消防組織法\(昭和二十二年法律第二百二十六号\)](#)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体([第三十六条第一項](#))の規定により指定された水防協力団体をいう。以下[第四章](#)までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者([河川法\(昭和三十九年法律第百六十七号\)](#)第七条(同法第百条第一項)において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。[第七条第三項](#)において同じ。)及び[同法第九条第二項](#)又は[第五項](#)の規定により都道府県知事又は[地方自治法\(昭和二十二年法律第六十七号\)](#)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が[河川法第九条第二項](#)に規定する指定区間内の一級河川([同法第四条第一項](#)に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者([下水道法\(昭和三十三年法律第七十九号\)](#)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、[同法第二十五条の二十三第一項](#)に規定する流域下水道管理者及び[同法第二十七条第一項](#)に規定する都市下水路管理者をいう。[第七条第四項](#)において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、

資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(昭三三法八・全改)

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(昭三三法八・追加、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲度される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲度及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲度及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(昭三三法八・追加)

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正)

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正)

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(平一七法三七・追加)

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者

の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならぬ。

6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一三・平一法八七・平一法一六〇・平一七法三七・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

(平一法八七・平二五法四四・一部改正)

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(平二三法一二四・一部改正)

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正)

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、

気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下)

(情報の提供の求め等)

第十二条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したもののが提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(令五法三七・追加)

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十二条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・一部改正、令五法三七・一部改正)

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 國土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十二条第一項の規定により國土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条にお

いて同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加)

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十二条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(平二五法三五・追加、平二五法五四・一部改正、平二七法二二・旧第十三条の二繰下・一部改正、令三法三〇・一部改正)

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項)において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明ら

かにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項)に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項)に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参考して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知さ

せるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(平二九法三一・追加)

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平二九法三一・追加)

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形狀を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二九法三一・追加)

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 國土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
(平二九法三一・追加)

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域内に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(平二九法三一・追加)

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十一条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(平二九法三一・追加)

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(平二九法三一・追加)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下、平二三法一二四・一部改正)

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五繰下、平一七法三七・旧第十条の七繰下・一部改正)

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正)

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正、平二九法三一・一部改正)

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(平一七法三七・旧第十三条繰下)

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条繰下・一部改正)

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条繰下)

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることがある。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正)

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団

体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(平一七法三七・旧第十七条繰下)

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正)

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正)

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、[電気通信事業法\(昭和五十九年法律第八十六号\)第二条第五号](#)に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(昭三〇法六一・昭五九法八七・平一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下)

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 [前項](#)に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、[前二項](#)の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十二条繰下・一部改正、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一七法三七・旧第二十三条繰下)

(重要河川における國土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、國土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四条繰下)

(特定緊急水防活動)

第三十二条 國土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び[第四十三条の二](#)において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「國土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「國」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「國土交通大臣」とする。

(平二三法一二四・追加、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(平二三法一二四・追加)

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

(平二三法一二四・追加)

第四章 指定水防管理団体

(平二三法一二四・改称)

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようと/orするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(平一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三三法八・平一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正、平二三法一二四・旧第三十三条繰下、平二五法四四・一部改正)

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

(平一七法三七・旧第二十七条繰下、平二三法一二四・旧第三十四条繰下)

第五章 水防協力団体

(平一七法三七・追加)

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加、平一八法五〇・平二五法三五・一部改正)

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平一七法三七・追加、平二五法三五・一部改正)

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(平一七法三七・追加)

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加)

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導

若しくは助言をするものとする。

(平一七法三七・追加)

第六章 費用の負担及び補助

(昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下)

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(平一七法三七・旧第三十二条繰下)

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正)

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(平一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下)

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(平二三法一二四・追加)

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正)

第七章 雜則

(平一七法三七・旧第六章繰下)

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三

十四条繰下・一部改正)

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(昭三〇法六一・追加、平一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正)

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(昭二七法二五八・昭三五法一三・平一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条繰下)

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(昭三〇法六一・追加、平一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下)

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、[前項](#)の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正)

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

(平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下)

第八章 責則

(平一七法三七・旧第七章繰下)

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 [前項](#)の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下、令四法六八・一部改正)

第五十三条 [刑法\(明治四十年法律第四十五号\)第百二十一項](#)の規定の適用がある場合を除き、[第二十一条](#)の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第五十四条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 [第十五条の七第二項](#)の規定に違反した者

二 [第十五条の八第一項](#)の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、[同項本文](#)に規定する行為をした者

(平二九法三一・追加)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 **第二十条第二項**の規定に違反した者
- 三 **第四十九条第一項**の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は**同項**の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第四十条繰下・一部改正、平二九法三一・旧第五十四条繰下)

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が**第十三条第一項**又は**第二項**の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、**第十四条第一項**の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

(平一七法三七・全改)

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、**前項**の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

(平一七法三七・全改)

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、**附則第二項**の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律**第四条第一項**の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

(平一七法三七・全改)

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二五八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月一日法律第一四〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月八日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

(警察法の施行の日=昭和二九年七月一日)

附 則 (昭和三〇年七月一日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一日法律第一四一号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(昭和三二年政令第二五三号で昭和三二年八月一〇日から施行)

附 則 (昭和三三年三月一五日法律第八号)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三三年政令第九五号で昭和三三年五月一日から施行)

附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和四七年六月二三日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第三編第三章の改正規定の施行の日＝平成七年六月一五日）

附 則（平成七年四月二一日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規

定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第二百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十二条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成一七年政令第一九四号で平成一七年七月一日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行すべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以

下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によつた処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつた処分、手續その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二〇年一二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第九号で平成二三年五月一日から施行)

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三十日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二三年一二月二七日)

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二五年政令第二一三号で平成二五年七月一日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)/第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二—第六十七条の七)」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日=平成二五年七月一日)

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年一月一九日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第五号で平成二七年一月一八日から施行）

附 則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第二七二号で平成二七年七月一九日から施行）

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一五七号で平成二九年六月一九日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行）

附 則（令和三年五月一〇日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和三年政令第二九五号で令和三年一月一日から施行）

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行）

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月三一日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第二九八号で令和五年一月三〇日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

水防計画改定の経緯

年度	修正内容	備考
平成30年度	全編	平成29年度手賀川・手賀沼が水位周知河川、水防警報河川に指定されたことに伴い基準水位等を追記 『水防計画作成の手引き(水防管理団体版)』に基づき構成を修正。
令和3年度	全編	国土交通省関東地方整備局の洪水計画書の修正に伴い、我孫子市水防計画を修正。
令和4年度	全編	国土交通省関東地方整備局の洪水計画書の修正に伴い、我孫子市水防計画を修正。
令和5年度	全編	国土交通省関東地方整備局の洪水計画書の修正に伴い、我孫子市水防計画を修正。
令和6年度	全編	国土交通省関東地方整備局の洪水計画書の修正に伴い、我孫子市水防計画を修正。
令和7年度	全編	国土交通省関東地方整備局の洪水計画書の修正に伴い、我孫子市水防計画を修正。